令和６年第１回葛城市議会定例会会議録（第４日目）

１．開会及び延会　　令和６年３月２６日　午前１０時００分　開会
　　午後　９時０１分　延会

２．場　　所　　葛城市役所　議会議場

３．出席議員15名

１番	西川善浩	２番	横井晶行
３番	柴田三乃	４番	坂本剛司
５番	杉本訓規	６番	梨本洪珪
７番	吉村　始	８番	奥本佳史
９番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井　覚	14番	藤井本　浩
15番	下村正樹		

欠席議員０名

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東　錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	森井敏英
こども未来創造部長	中井智恵	教育部長	井上理恵
教育部理事	葛本章子	上下水道部長	井邑陽一

５．職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	岸田聖士

６．会議録署名議員　　６番　梨本洪珪　　７番　吉村　始

７．議事日程

日程第１　議第　４　号　葛城市デジタル情報を活用したまちづくり推進条例を制定することについて

日程第２　議第　５　号　葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについて

日程第３　議第　６　号　葛城市防災会議条例の一部を改正することについて

日程第４　議第　７　号　葛城市監査委員条例及び葛城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて

日程第５　議第１８号　葛城市営住宅条例の一部を改正することについて

日程第６　議第２０号　葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて

日程第７　議第　８　号　葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

日程第８　議第　９　号　葛城市保育所条例の一部を改正することについて

日程第９　議第１０号　葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

日程第10　議第１１号　葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについて

日程第11　議第１２号　葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正することについて

日程第12　議第１３号　葛城市介護保険条例の一部を改正することについて

日程第13　議第１４号　葛城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の全部を改正することについて

日程第14　議第１５号　葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正することについて

日程第15　議第１６号　葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについて

日程第16　議第１７号　葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正することについて

日程第17　議第１９号　葛城市水道事業給水条例及び葛城市水道法施行条例の一部を改正することについて

日程第18　令和５年請願第２号　家族介護支援事業（紙おむつ支給）の支給条件を緩和することを求める請願について

日程第19　議第２２号　令和５年度葛城市一般会計補正予算（第９号）の議決について

日程第20　議第２３号　令和５年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第５号）の議決について

日程第21　議第２４号　令和５年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第２号）の議決について

日程第22　議第２５号　令和５年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第１号）の議決について
日程第23　議第２６号　令和５年度葛城市水道事業会計補正予算（第３号）の議決について
日程第24　議第２７号　令和５年度葛城市下水道事業会計補正予算（第２号）の議決について
日程第25　議第２８号　令和６年度葛城市一般会計予算の議決について
日程第26　議第２９号　令和６年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
日程第27　議第３０号　令和６年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
日程第28　議第３１号　令和６年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
日程第29　議第３２号　令和６年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
日程第30　議第３３号　令和６年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
日程第31　議第３４号　令和６年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
日程第32　議第３５号　令和６年度葛城市水道事業会計予算の議決について
日程第33　議第３６号　令和６年度葛城市下水道事業会計予算の議決について
日程第34　発議第１号　再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書
日程第35　議第３７号　葛城市税条例の一部を改正することについて
日程第36　議第３８号　令和５年度葛城市一般会計補正予算（第１０号）の議決について
日程第37　各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について
追加日程第１　令和６年度葛城市一般会計予算の原案修正について
追加日程第２　令和６年度葛城市水道事業会計予算の原案修正について
追加日程第３　会期の延長

開　会　午前１０時００分

川村議長　ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和６年第１回葛城市議会定例会第４日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

ここで報告事項を申し上げます。

市長より条例改正１議案と一般会計補正予算１議案が追加議案として提出されました。各常任委員会における付託議案以外の調査案件等と併せて、それらの取扱いについて、３月22日午前11時45分より議会運営委員会を開催いただき、議事日程、審議方法についてご協議いただいておりますので、議会運営委員長よりご報告を願います。

13番、西井覚議員。

西井議会運営委員長　それでは、市長より議第37号及び議第38号の２議案が追加議案として提出されたことを受けまして、その審議方法について、去る３月22日午前11時45分より議会運営委員会を開催し、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査と合わせまして慎重に審議したので、その内容についてご報告いたします。

まず、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきましては、総務建設常任委員会から、観光事業に関する事項、165号線バイパスに関する事項、指定管理者制度に関する事項、その他総務建設常任委員会の所管に属する事項の４項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申出がありました。

また、厚生文教常任委員会からは、ごみ収集に関する事項、就学前児童の保育と教育に関する事項、小・中学校における児童・生徒への支援に関する事項、その他厚生文教常任委員会の所管に属する事項の４項目を常任委員会の調査事項とし、審査を行いたい旨の申出がありましたので、それぞれ付託議案以外の所管事項の調査として審査願うことに決定いたしました。

なお、これらの調査案件については、閉会中も継続して審査を要するとして、各常任委員長より議長に対して閉会中の継続審査の申出がなされております。

次に、追加議案につきましては、日程第34までの議案等の採決終了後に、日程第35、議第37号、葛城市税条例の一部を改正することについてを上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、総務建設常任委員会に付託します。

次に、日程第36、議第38号、令和５年度葛城市一般会計補正予算（第10号）を上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、予算特別委員会に付託します。議案が付託された後、本会議を休憩し、休憩中に総務建設常任委員会と予算特別委員会を開催し、追加議案につきまして審査いただきます。そして、２つの委員会終了後、本会議を再開し、付託議案の日程追加について諮っていただき、追加日程１、議第37号議案を議題とし、総務建設常任委員長より審査結果について報告を行い、委員長報告に対する質疑の後、討論、採決までお願いします。

次に、追加日程２、議第38号議案を議題とし、予算特別委員長より審査結果について報告を行い、委員長報告に対する質疑の後、討論、採決をお願いします。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

川村議長　お諮りいたします。

追加議案の審議につきましては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議等を行うことに決定いたしました。また、各常任委員会の皆様には、それぞれの調査案件につきまして慎重にご審査いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について各委員長より報告願います。議長。

７番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長　おはようございます。議長のお許しを得ましたのでご報告いたします。

去る３月６日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました６議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、３月11日午前９時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について審査の概要をご報告いたします。

初めに、ＤＸ推進に関する事項についてであります。

葛城市ＤＸ推進計画案について、また、令和５年12月１日から令和６年１月５日までの期間に実施された葛城市のデジタル化に関するアンケート調査の結果について報告を受けました。

理事者からは、このアンケート調査から、スマートフォンやタブレット端末等の電子機器はほとんど全ての人に普及しており、手続のオンライン化や情報発信のデジタル化等、行政のＤＸ推進に対するニーズ、要望が大きいことが分かった。その一方で、行政がデジタル技術を活用していくに当たり、個人情報の漏えいやプライバシーの侵害、サイバー攻撃、コンピューターウイルスへの感染、新しいデジタル技術についていけないことなどの不安があることも分かった。これらの結果を踏まえ、まずは市民と行政の接点の改革に取り組み、行政手続のオンライン化の拡大により市民の利便性向上を図るとともに、窓口申請をデジタル化することで市民と職員の双方の負担を減らし、窓口での対応時間の短縮を目指す。さらに、行政側も窓口空間や職員の配置を見直し、よりよいまちづくりを実現するための企画立案や、きめ細やかな相談業務等により一層取り組んでいくという説明がありました。

質疑では、デジタルデバイドの解消について、デバイスを使えるように積極的に行政が教えに行くといった方法もあるが、この１年、２年の期間でそのような予定はあるかという問いがあり、文化会館、公民館、いきいきセンター等で実施しているタブレット講座、そのほか総務省が支援している事業で、携帯電話会社に協力いただいている形のデジタルデバイド講座などが現時点で考えている主な施策である。出前講座などは、将来的に必要になるか研

究したいという答弁がありました。

委員からは、マイナンバーカードを使って図書館で本を借りようとしたところ、機器の切替えなどを行う職員の作業が大変そうであると感じた。今後デジタル化を普及しようとするなら、デバイス等も含め、改善していく必要があると思うという意見があり、市民にとっても職員にとっても使いやすいものを研究し、構築していきたいという答弁がありました。

次に、尺土駅前周辺整備、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてであります。

まず、尺土駅前周辺整備事業については、尺土駅舎南側エレベーター設置工事は近畿日本鉄道に工事委託し、工程どおりに進んでおり、エレベーターの供用開始予定期日は令和６年10月頃となっている。エレベーター設置完了後、橋の取り合い道路工事を行い、その後に駅前暫定型道路工事を行う予定である。前回、12月の委員会後に、駐輪場からの道路を横断しない動線を確保すること、狭窄効果により車の減速を期待することを目的に、道路の北側にも路側線を敷設し、開渠水路に蓋をするなど、歩行者の安全対策を講じている。そのほか、通勤・通学時間帯に現場調査を行い、午前７時40分から午前８時にかけて小・中学校の児童の通学・通勤者、送迎等の車が一番多く、注意が必要となっている状況であり、引き続き通勤・通学等の状況を確認していきたいと考えているという報告がありました。

委員からは、通学路の安全対策については何度も意見を申し上げているが、新学期も始まることから、再度教育委員会と連携を取り、見守り体制の強化をお願いするという強い要望がありました。

また、ほかの委員からは、工事計画表では橋の取り合い道路工事が令和６年12月からとなっているが、車の譲り合いなどで危ない状況であるので、もう少し早く工事を始めることはできないかという問いがあり、工事を予定している部分にエレベーター設置工事の工事事務所が建っているため、エレベーター設置工事が終わり、事務所が撤去されなければ工事に着手することができないという答弁がありました。

この答弁を受けて、委員からは、道路工事については一刻も早く進めていただきたいので、工事事務所が要らない状態になれば、エレベーター設置工事が完了する令和６年12月を待たずに、前倒しで開始するよう考えていただきたいという意見がありました。

続いて、国鉄・坊城線整備事業については、架道橋道路工事が完了したことにより、令和６年３月29日に開通式を催行し、長らく通行止めとなっていた区間の通行ができるようになる。歩道が整備され、車道が７メートルに広がったため、車の対向も容易になるとともに、高さ制限も2.9メートルから4.5メートルと変更になり、大型バスなども通行可能となる。道路勾配は10％で、舗装面の高低差が最大４メートルのため、雨水対策として、時間雨量100ミリメートルの雨量に対応できるポンプを設置し、高架橋東側水路に放流する計画をしている。また、青色をベースにした冠水注意の路面表示を敷設する予定で、監視カメラを設置して浸水状況を確認することも考えている。工事については、架道橋道路の開通後、令和６年度より仮設道路や工事ヤードの撤去を行っていく。用地取得については、架道橋の東側の交渉を引き続き続けていくという報告がありました。

委員からは、用地取得の状況はどのようになっているのかという問いがあり、用地取得は

50%程度となっている。今年度は３名の地権者と交渉しているが、一刻も早くという思いを持って、順次できるところから着手したいという答弁がありました。今年度というのは令和６年度ですね。

最後に、新庄庁舎改修事業についてであります。昨年12月の総務建設常任委員会及び予算特別委員会で、新庄庁舎改修事業に関し、自動ドアがある北側入り口に車椅子対応のスロープの設置を要望する意見が出たことを踏まえ、検討結果の報告がありました。

理事者からは、北側駐車場の中央あたりに車椅子マークの障がい者駐車スペースを確保し、東の方角に向かって上っていく形でスロープを設置する。一般的に自走式の車椅子で利用できるようスロープの勾配を確保したことから、駐車場４台分が軽自動車専用となるが、全体の駐車場数に増減はない。また、おもいやり駐車スペース及び障がい者駐車スペースを、バリアフリー化を行う南側の正面玄関ロータリーに新たに区域を設けることで、こちらも現状の台数を確保することができるという説明がありました。

委員からは、スロープの設置場所を工夫していただき感謝する。新庄庁舎は駐車場が少なく、満車で駐車できないときもあるので、北側駐車場にある防災倉庫をほかの場所に移動すれば駐車スペースを確保することができると考えるが、検討できないかという問いがあり、防災倉庫には小型の発電機、止水板、チェーンソーなど、災害発生時に応急対応するための機材が入っており、新庄庁舎に災害対策本部を設置する関係上、防災倉庫をほかの場所へ移転することは難しいと考える。工事期間中は駐車に関して制限をかけることになるが、できる限り市民の皆様に迷惑がかからないよう対応していきたいという答弁がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされておりますことを付け加えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

川村議長　次に、厚生文教常任委員長より報告願います。

14番、藤井本浩議員。

藤井本厚生文教常任委員長　おはようございます。議長のお許しを得て、ご報告をいたします。

去る３月６日の本会議におきまして、厚生文教常任委員会に付託されました11議案及び前回、12月定例会より継続審査となっております令和５年請願第２号、そして本委員会所管の調査案件につきまして、３月12日午前９時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、福祉総合ステーションの指定管理者の指定に対する附帯決議に関する事項についてであります。

理事者からは、葛城市社会福祉協議会から提出された事業改善計画に基づき、現在の社会福祉協議会で行っている事業の課題や今後の対応、業務改善に向けた目標などについて説明がありました。

委員からは、葛城市社会福祉協議会の組織体制には理事や評議員が含まれているが、今回、議会で指摘した問題というのは、そういった方の会議でも指摘があったと思う。指摘があった後、それを受け止め、改善するには、会長のガバナンス強化を行うため会議などを行う必要があると思うが、会長の見解はという問いがあり、市長からは、社会福祉協議会の会

長をしているが、その立場では、ここでは答弁はできないと感じている。社会福祉法人の決定権は理事会にあり、最高責任者は会長という形になっている。社会福祉法人であり、利益を追求する団体ではなく、地域福祉を支える団体であるので、それに対する活動の内容、営業の内容等については、理事会での審議が一番になっている。意見をいただいたので、それは社会福祉協議会として真摯に受け止めるようにし、考えてまいりたいと答弁がございました。

別の委員からは、社会福祉協議会の事業改善計画は、理事、評議員、事務局長といった役職がある中で、どのレベルの方がつくられたのか。また、福祉サービス事業はずっと不採算が続いている事業だが、今回の事業改善計画の作成に当たり、継続するかしないかについて、どこまで踏み込んでつくり込んでいるのかという問いがあり、今回の計画は会長、常務理事にも確認してもらいつくっている。また、この計画をつくるに当たっては、今ある事業を一旦見直させていただいて、サービスをそのままでどこまでできるかというのを進めた上で、次のステップとして、どの事業を継続するかしないかという考えに進むということで話をしているとの答弁がございました。

この答弁を受け、会長は市長で、常務理事は副市長がされているが、この状態では社会福祉協議会の日常業務を管理、監督するのは困難で、経営的な判断をするのは難しいと考えているが、できているのかという問いがあり、市長からは、会長の立場として回答すると、今回ご指摘をいただいて、社会福祉協議会の事務方と行政サイドの事務方が相談をして改善計画を作成した。そして、最終的に会長としてその資料を確認したという手続である。今回のこの改善計画等は社会福祉協議会として作成したものであるので、これから開く理事会で目を通していただく。そして、その場でもご意見をいただいて、更に付け加える部分があれば付け加え、社会福祉協議会として、改善策をやっていきたいという考え方を持っている。

福祉サービス事業については、民間事業者が高齢者福祉及び障害者福祉の部門ともに増えており、サービス自体が向上し、広く行き渡ってきた状態で、独占的にやってきた時期とは違う経営の仕方に変わってきて、利益率等が落ちてきた大きな要因であると認識をしている。その中で、本来、社会福祉協議会では、困難事例として非常に利潤が取りにくい方々に対するサービスもさせていただくという事実もある。特にその部分で採算が取りにくい状況になってから、コロナ禍が拍車をかけたというのが令和２年からの状況である。この中における事業運営というのは厳しい状態であるというのは事実であり、まずコロナ禍以前の状態に戻すことが必要であろうという認識を持っている。そして、更にそこに付け加えて、どう事業を継続していくのかという判断になっていくものだと考えている。その辺りをこれから細部にわたって詰めていく。

今回、短期間で提出させていただいたこの改善計画を更に深めるため、理事会で議論をいただきながら、現場の職員とも意見調整をして取り組んでいきたいと考えている。社会福祉法人というのは特殊な法人で、理事会が全ての権限を持ってやる組織であるので、その在り方についても含めて、最終決定権は理事会が持っている。議員の皆様方には非常にご心配をいただいて、社会福祉協議会への理解も非常に深くなっていただいているということには心

から感謝を申し上げ、いただいたご意見を更に深める形で議論を行い、社会福祉協議会が、これからも市民にとって非常にありがたいと言っていただけるような組織体系を続けてまいりたいとの答弁がございました。

この答弁を受け、事業の継続、不継続といった経営判断は理事会、会長または常務理事などの立場の人以外はできないので、そういった方にも、しっかりと経営的な観点を持ってこの計画書を進めていただきたいという要望がございました。

また、ほかの委員からは、今後、社会福祉協議会が改善計画に沿って活動しているかを誰が見守っていくのかという問いがあり、この改善計画を提出するに当たり、組織変更の検討も行い、社会福祉協議会と行政サイドとの複数人数での人事交流をしながらその状況把握をし、経営状況を改善していくという考え方を持っている。社会福祉協議会のポジションとして、局長に１人据え、次長というポジションを局長と課長の間につくる体制を考えているという答弁がありました。

次に、福祉関係計画に関する事項についてであります。

理事者からは、第７期葛城市障がい福祉計画、第３期葛城市障がい児福祉計画、葛城市高齢者保健福祉計画、第９期介護保険事業計画、『第３期葛城市健康増進計画「きらり葛城21」』、第２期食育推進計画、第２期自殺対策推進計画について、策定の背景や流れ、概要などについて説明がありました。

次に、就学前児童の保育と教育に関する事項についてであります。

理事者からは、まず葛城市におけるこども家庭センターの設置について、その経緯や目的、設置案について説明がありました。

委員からは、葛城市におけるこども家庭センターはどこに設置されるのか。また、市民からはどう見えるようになるのかという問いがあり、葛城市におけるこども家庭センターは、母子保健機能は新庄健康福祉センターで、児童福祉機能を含む教育と福祉の連携の部分はこども・若者サポートセンターで行い、場所はそのままとなる。こども家庭センターは、母子保健と児童福祉の一体的な支援の提供のため、センター長をトップとし、指揮命令系統を確立することが要件となっている。これまでも、こども・若者サポートセンターと健康増進課は連携をして取組をしてきたが、現状としては、こども・若者サポートセンターと健康増進課は別の組織となっているので、機能として、その上にこども家庭センターを設置して、そこにセンター長と統括支援員とを指名していくことによって、その連携に責任を持ってもらう形になると答弁がありました。

別の委員からは、市役所の組織として新たな部署ができるのか、またはセンター長や統括支援員はほかの職との兼務となるのかという問いがあり、市役所の組織図に記載されている部署ではなく、連携を図るための組織としてこども家庭センターを設置する。センター長、統括支援員については、母子保健機能と児童福祉機能の連携がきちんとできているかどうかというところの責任を持つ役職として置かれることになる。例えば、乳児健診の段階から支援の必要な方に関しては、その対象者と一緒に支援に当たる者が相談をしながらサポートプランをつくることになっている。その作成したサポートプランは、母子保健段階が終わった

後に児童福祉領域で引き継いで、その支援対象者と相談しながら継続していくことになる。その継続の連携に漏れ落ちがないように、しっかりと責任を持つものとして、センター長や統括支援員というものが置かれるということになるとの答弁がありました。

ほかの委員からは、特に必要とされる市民の方には必ず知っていただきたい組織なので、徹底した周知を行っていただきたいとの要望がございました。

次に、理事者からは、令和６年度の保育所の申込み状況とその待機状況について報告があり、令和６年３月５日時点で、令和６年度保育所の申込み総数は1,191名となり、そのうち、通常待機となる見込みは10名で、特定待機となる者は17名を見込んでいる。令和６年４月の申込者は、前年対比で30名増えた結果である。なお、令和６年５月に當麻せいか子ども園が開園すると、受入枠が広がり、通常待機児童数はこれよりも減るというような状況であるとの説明を受けました。

次に、理事者からは、磐城認定こども園給食調理室の整備工事の進捗状況について報告があり、建築工事については予定どおり完成し、３月５日に竣工検査を終え、３月８日に引渡しを終えた。また、運営については、新年度当初から給食調理委託できるよう、事前にプロポーザルを実施し、既に委託先が決定している。今後、什器などの納品と並行しながら、委託先においては保健所の検査などを経て、順次機器の試運転や試し炊きなどを行うこととしているとの説明がありました。

最後に、条例上、延長保育料を徴収できない状態であるのに徴収していた件について、なぜこのような事態が起きたかや、この件に関する市長の考え方について答弁を求め、市長からは、今回の問題は、条例を変えるべきところを変えていなかったという大きな問題である。条例を変更するに当たっては、担当課がまずその条文を作り、法令審査会で検討し、最終的に変更する流れとなっている。そして、今回の場合は、直接の改正部分が保育料の無償化の部分だったので、そちらのほうに気を取られ過ぎて、当然もらえるものだと思っていた延長保育料の部分の改正ができていなかったというのが具体的な事象である。今回、内部で第２子以降の保育料完全無償化を実施するという段階になって再度確認したところ、その部分が実は抜けていたということが明らかになったので、内部的にも、どのような措置をすべきかということで検討をした。やはり行政サイドとしては条例に沿った形での処理をするべきだという判断に至り、過去に遡って返金の判断をした。今後、このような条例改正を行う場合に徹底した確認を指導していく所存である。今回の件について、ご迷惑をかけたことをおわび申し上げるとの答弁がありました。

次に、二十歳の集いに関する事項についてであります。

理事者からは、令和４年３月の一般質問において答弁のあった、二十歳の集いの欠席者に対しての欠席理由を確認するアンケートを行ったこと及びその集計結果について報告がございました。

委員からは、アンケートの各項目の回答を合計すると42名と思うが、欠席者のうち回答があった割合はという問いがあり、欠席者のうちの39人の回答であり、回答率は34.2％だった。複数の回答があったので、42件あるとの答弁がございました。

別の委員からは、二十歳の集いに出席される方の男女比をこの何年間か調べると、女性の比率が低めという結果が出ていた。今回アンケートを行ってもらったが、引き続き女性の出席率が上がるように市にも検討していただきたいという要望がございました。

以上でありますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また、数多くの意見が出されましたことを付け加え、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

川村議長　次に、会期中に開催されました議会改革特別委員会の審査状況について、委員長より報告を願います。

１番、西川善浩議員。

西川議会改革特別委員長　皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況についてご報告を申し上げます。

委員会につきましては、３月22日午前９時30分より開催し、議会改革に関する事項について協議を行っております。

調査案件（１）議会改革に関する事項についてであります。

こちらにつきましては、本定例会初日、議長より行政視察研修結果について報告がありました。神奈川県三浦市の議員定数削減について、同じく神奈川県秦野市の議会災害行動マニュアルについて、ペーパーレス会議システムについての３つの研修内容について、委員各位の意見を伺いました。

まず、議員定数削減についてであります。

委員からは、実際、議員定数削減について反対された議員と賛成された議員からリアルな実情を聞くことができ、大変勉強になった。また、三浦市においては、過去の大きな負債を抱えておられ、財政再建のために議員自ら議員定数を削減された。しかし、議員定数を削減しても市民の声をしっかりと聞けるよう、議会改革に力を入れてこられた。葛城市において検討する際には、議員定数削減ありきや現状維持ありきでなく、いろいろな実情をしっかり議論して進めていく必要がある。また、議員定数削減について、市民の意見を聞くために市民懇談会を開催してはどうかなど、様々な意見がありました。委員会といたしましては、ある程度、議会の方向性をまとめた上で市民に伝え、市民の声を聞くため、市民懇談会を開催する方向で意見がまとまりました。

次に、議会災害行動マニュアルについてであります。

委員からは、災害はいつ起こるか分からないため、葛城市議会でも早急に導入すべきである。議員が直接市の対策本部に連絡しないよう、議会が独自に対策本部をつくり、情報のコントロールをするべきだと思う。また、各議員がそれぞれ災害に対する意識が違うため、個々に行動するのではなく、議会としてどのように行動するのか統一したマニュアルを作成すべきである。議員がどのように行動するべきなのかだけでなく、禁止するべき事項も取り入れるべきであるなど、数多くの意見がありました。委員会といたしましては、議会だけでなく理事者とも調整をし、令和６年度中のマニュアル作成を目指し、スピード感を持って進めていくことを確認いたしました。

最後に、ペーパーレス会議システムであります。

委員からは、ペーパーレス会議システムを導入することでの経費の削減効果を再度確認したいとの発言があり、きちんと数値化できないものもあるが、コピー用紙代として18万7,000円、印刷製本費として、予算書など議会だけの分を案分したものが31万3,000円、議案書や資料の準備にかかる人件費として、職員の平均単価を基に計算したものが64万円、合計114万円の削減であることを確認をしました。

また、ほかの委員からは、葛城市議会として十分協議しているので、予定どおり導入に向け進めていくべきであるという意見があり、委員会といたしましては、今後も引き続き進めていくことを確認いたしました。

三浦市議会、秦野市議会いずれの研修におきましても各委員からの活発な質問がなされ、大変有意義な意見交換の場となり、今回の視察研修において見聞したことにつきまして、今後の議会改革に役立ててまいりたいと思います。

以上で本定例会中に開催をいたしました審査状況についての報告といたします。

川村議長　次に、会期中に開催されました當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する調査特別委員会の審査状況について、委員長より報告願います。

８番、奥本佳史議員。

奥本當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員長　おはようございます。議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の審査状況をご報告いたします。

本委員会については、令和６年３月20日金曜日午後２時から開催し、當麻庁舎周辺施設の機能再編に関する事項について、３つの議題に分けて報告を願いました。

まず１番目の議題として、理事者より、（仮称）當麻庁舎複合施設のゾーニング案について、資料に基づく報告を受け、質疑を行いました。

質疑では、中２階の一般図書の書架から本を取って２階の座席まで持っていく際、階段での移動になると思うが、車椅子利用者はどのように移動すればよいのかという問いがあり、中２階と２階の間にスロープを設けており、車椅子利用者にはそのスロープを使っていただくように想定しているという答弁がありました。

この答弁を受け、スロープでの移動を想定しているとのことだが、車椅子での移動に負担がかからないような設計になっているのかという問いがあり、スロープや書架には車椅子利用者もゆったりと移動できるようなスペースを確保しているという答弁がありました。

また、セルフコーヒーマシンの設置とあるが、市民からはゆっくりとくつろげるカフェの導入を要望する声が多かったと思うが、どうなったのかという問いがあり、これは現時点での想定である。これまでカフェ設置の要望が多かったので、現在、事業者に対して意向調査を行っており、今後そのような事業者が現れれば変更となるという答弁がありました。

続いて、市民活動スペース奥のキッチンスペースはどういった使い方を想定しているのかという問いに対し、調理や野菜の販売、平時のランチスペースを想定しており、災害時の調理提供も考慮しているという答弁がありましたが、別の委員より、施設としての衛生基準がクリアできているのかを確認いただきたいという要望がありました。

続いて、複合施設の耐震性は當麻文化会館と比べてどうなっているのかという問いについては、改修工事では、ホールの吹き抜け部分に増床して中２階を設けるが、現状よりも耐震性を上げた施設となるという答弁がありました。

続いて、生涯学習活動に利用していた部屋の床面積を確保できているのかという問いに対しては、整備基本計画でお示しした面積は確保できているとの答弁がありました。

また、別の委員から、當麻図書館の蔵書や當麻庁舎の行政機能は複合施設にきちんと収まり、新庄庁舎に行かなくても用は済ませられるのかという問いがあり、當麻図書館の約10万冊の蔵書はそのまま収めることを目標としており、行政機能についても、総合窓口課やこども未来創造部、教育委員会は３階に収まるように想定している。また、来庁者が３階まで上らなくても、簡単な行政証明は１階で取得できるよう、総合案内にマイナンバーカードを利用して証明書が発行できるマルチコピー機の設置を想定しているという答弁がありました。

続いて、利用者が駐車場から複合施設まで移動する際に、南側の横断歩道から渡っていただけるよう、建物の入り口を南側に変更する工夫がなされている。それでも横断歩道のないところを横切って渡ってしまう方もいるかもしれないので、安全対策の工夫は引き続き検討してほしいという要望があり、安全対策については引き続き検討していくという答弁がありました。

続いて、３階のビュースポットと屋上広場は東と南方向に向いているが、あの場所の資産とも言える西方向の二上山の景色が生かされていないのではないかという問いに対し、屋上広場は１メートルほど床を上げて、360度の視界を確保するようにしているとの答弁がありました。

これに関連し、別の委員から、屋上広場にはエレベーターで行けないのかという問いがあり、屋上までのエレベーター設置については、構造的なハードルが高いという答弁がありました。

それに対し、非常階段からのみのアプローチとなる状況は検討いただきたいという要望がありました。

続いて、別の委員から、この基本設計案について、いつまでにどのようなことまで議論することができるのかという問いがあり、議論することができる時期は基本設計の完了を予定している５月の上旬までで、内容については、基本的にはゾーニング案の形を基に進めていく方向である。諸室の配置等については、検討によって変更することは可能であるが、構造の変更等といった大きな設計の変更は不可能であるという答弁がありました。

続きまして、２番目の議題として、理事者から（仮称）當麻複合施設管理・運営計画前編（案）について資料に基づいた説明を受け、質疑を行いました。

質疑では、以前に示された（仮称）當麻複合施設管理・運営基本方針（案）では指定管理者制度を導入する際のメリット、デメリットが記載されていたが、今回の（仮称）當麻複合施設管理・運営計画前編（案）には指定管理者制度導入に対するデメリット部分がなく、資料として不十分だと思うが、市の考えはという問いがあり、基本方針でメリット、デメリットを比較し、このデメリット部分を詳細に分析している。今回お示ししたものは、その内容

を踏まえて作成したものである。デメリットを克服するための方法については、今後マネジメントやモニタリング体制についての検討を進めていくという答弁がありました。

また、指定管理者制度の導入について、事業者へのヒアリング、事前調査等を行い検証作業をされているが、導入コストについての根拠となる数字はどうなっているのか。また、コスト計算に当たっては、指定管理者の収益を見込んでいるのかという問いがあり、金額の部分は企業努力によって変化し、事業者によって差が出てくる部分であるので、将来的に公募を予定していることも踏まえ、現段階での金額の公表はふさわしくないと判断している。金額の見積りに当たっては、開館時間やイベント等の自主事業などの業務内容を仮に想定し、業務運営の要求水準書を作成している。要求水準書は、現状の當麻文化会館や當麻図書館の運営からあまりかけ離れ過ぎないように内容を想定しており、収益の上がる自主事業に関しても、各事業者の提案による改善を想定している。収益を見込んだ見積りは比較が難しくなるので、次の公募の際の要件の中で詳しい要求水準書を記載していこうと考えているという答弁がありました。

この答弁を受け、複数の委員からは、指定管理者の要求水準書を示してほしいという要望が出されました。

ほかの委員から、（仮称）當麻複合施設管理・運営計画前編（案）に記載のある葛城市らしい複合施設の運営とはどういう内容かという問いがあり、今設計を進めている複合施設の在り方に関しては、いろいろな機能が複合した施設で、それぞれの機能が相乗効果を上げながら、にぎわいのある施設を運営していこうということで進めており、そういった設計のコンセプトを引き継いだ運営という意味合いであるという答弁がありました。

この（仮称）當麻複合施設管理・運営計画前編（案）については、指定管理者制度による運営が適しているという判断に至っており、このことについて各委員に意見を求めたところ、異議のある意見はなく、本委員会として指定管理者制度導入の方向性で進めていくことを了承し、今後も引き続き資料や報告を求め、チェックを行っていくことを確認いたしました。

最後に、議題の３番目として、理事者より今後のスケジュール（案）についての説明があり、委員からは、（仮称）當麻複合施設という名称の部分は、愛称を公募するなどしてイメージアップを図れば、盛り上がる要素の１つになると思うので検討願いたいという要望がありました。

また、この特別委員会の当日、説明を予定しておりました（仮称）當麻複合施設周辺エリアにおける市有地活用については、議事の進行上、後日改めて本委員会を開催し説明を願い、審議を行うこととなりました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、多くの意見、要望が出されておりますことを付け加えまして、本委員会の審査状況についての報告といたします。

川村議長　本定例会中に開催されました常任委員会所管の調査事項及び特別委員会の審査報告等は以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第１、議第４号から日程第６、議第20号までの６議案を一括議題といたします。

本６議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

７番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長　ただいま上程されております議第４号から議第７号、議第18号及び議第20号の６議案について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第４号、葛城市デジタル情報を活用したまちづくり推進条例を制定することについてであります。

質疑では、条例第３条第３号にて、個人情報及び個人のプライバシーの保護に配慮するとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性を確保した上で行うこととなっているが、民間事業者への情報提供を行う際、どのように情報を収集し、提供していくのか。また、どのように透明性を確保するのかという問いがあり、オープンデータの活用については、国の指針もいまだ出ておらず、行政内部の情報を民間に提供する際の対応について、まだ整理が必要な部分であるので、これから国の動向を注視しながら検討していき、適切に対応したいと考えている。また、個人情報の提供についても、プライバシー保護の観点から慎重に対応するべきであると考えているという答弁があり、この答弁を受けて、国の指針が出た段階で、重要な情報を民間に提供しても情報漏えいが起きないような仕組みづくりを、条例改正等も含めて再度検討していただきたいという意見がありました。

また、別の委員から、なぜ国の指針がまだ出ていない段階で条例を先に制定するのか、経緯を含めて説明してほしいという問いがあり、市長より、ＤＸを推進するに当たり、庁内のデジタル化の状況は部署によってばらつきがあり、非常に進んでいる部分とそうでない部分があるという認識を持っていた。そのため、推進計画を策定するには、まず総合的な理念を持たなければならず、今回条例の制定を提案させていただいた。また、現在は市が単独で情報を提供するような状況ではなく、情報をどのように民間に提供していくのかという議論が国でなされており、仮に情報提供をする場合でも、国を経由して民間に提供するようになるのではと認識しているという答弁がありました。

質疑の後、議員間討議がありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第５号、葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第６号、葛城市防災会議条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、葛城市地域防災計画の改定はいつ頃になるのかという問いがあり、市長より、葛城市地域防災計画の改定について、今回の能登半島の地震を受けて、その分析結果などを含めた必要事項の洗い出しをしており、特に受援体制について計画に反映したいと考えている。改定のスケジュールについては、まだ未定であるという答弁がありました。

また、防災会議の委員構成に女性団体が含まれていないが、葛城市において、女性視点による復興や避難所運営についてどのように考えているのかという問いがあり、災害時の避難所生活における女性の視点は非常に大事であることは認識しており、現状の委員には女性が３人含まれている。構成団体には、役職に女性が増えるようにお願いをするなど努めていきたいという答弁がありました。

この答弁を受け、国からも男女共同参画の視点からの防災復興ガイドラインが出ているので、葛城市も将来的には構成団体に地域の女性団体等を含めて、女性の立場からはっきりと意見が出てくるように考えていただきたいという意見がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第７号、葛城市監査委員条例及び葛城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第18号、葛城市営住宅条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、葛城市営住宅に配偶者暴力防止法等に該当する方が入居する際、具体的にどのような手続になるのかという問いがあり、入居募集の際に記載いただく申請書にあるその他の欄にＤＶ等と記載いただき、その裏づけ資料として、裁判所の命令書等を添付していただくこととなるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第20号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも委員各位から質疑がなされておりますことを付け加えまして、総務建設常任委員会の報告といたします。

川村議長　以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は１議案ごとに行います。

ここで暫時休憩いたします。

休　憩　午前１１時０１分

再　開　午前１１時１０分

川村議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１、議第４号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員　議第４号、葛城市デジタル情報を活用したまちづくり推進条例を制定することについて、一言発言させていただきます。

本条例は、デジタル社会形成法の趣旨に基づき、本市における基本理念を定めるものであります。デジタル情報を活用したまちづくりを、本条例案の第２条には次のように述べてあります。デジタル社会形成基本法第２条に規定する情報通信技術を用いた情報の活用によるまちづくりと定義づけております。

そのデジタル社会形成基本法では、デジタル社会について、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報または知識を世界的規模で入手し、共有し、または発信するとともに、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適切かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義しております。

すなわち、デジタル情報を活用して創造的かつ活力ある発展を可能にする社会にするために、２つの分野が示されているわけであります。１つは、インターネットなどの高速情報通信ネットワークを通じて情報を入手し、共有し、発信することであります。これは私たちの日常生活の中で、既になじみのある分野であります。便利さや豊かさを実感できる分野となっております。もう一つは、電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適切かつ効果的に活用するということであります。既に改正個人情報保護法により、行政機関が持っている膨大な個人情報を、個人を特定できないように匿名加工情報に加工することで、行政機関に蓄積されている個人情報を産業活動に利活用することが可能となっております。

上程されております葛城市デジタル情報を活用したまちづくり推進条例では、葛城市が持つ個人情報、今後は、例えばマイナンバーカードを保険証として利用することによって蓄積される個人の医療情報なども含めて、匿名加工情報に加工することで利活用を促進することも１つの目的としております。この点につきまして、総務建設常任委員会で、私のほうもこの点について質問いたしました。先ほど委員長報告でありましたように、まだこの点においては国の方針が明確ではない、指針が出ていないので、葛城市において、その段階において条例等の制定も含めて検討するということで、先ほどの委員長報告にあった市長の答弁がありましたので、その様子を見て判断したいと考え、今回については、本条例については賛成をしたいと考えております。

しかしながら、この改正個人情報保護法におきましては、ＥＵの一般データ保護規則、いわゆるＧＤＰＲと比べて大変個人情報の漏えいに対する罰則規定が緩いということがいろんなところから、様々声が上がっております。このＥＵの一般データ保護規則におきましては、例えば情報漏えいをした場合には、その企業の全世界での売上げの４％、または200万ユーロのどちらか高いほうの罰金を課せるというふうになっております。実際に、既に、例えばイギリスなどでは大手の航空会社が約250億円の制裁金を課せられています。日本でも数多くの個人情報が民間企業によって漏えいしておりますけれども、日本におけるこの改正個人情報保護法におきましては、まだまだ個人の情報をしっかりと守っていくということでは大

変緩い規制になっております。そうした下で、こうしたデジタル社会形成基本法のような形で個人の情報の利活用が大胆に、大規模に進められることとなりますと、今後、行政の持つ様々な個人情報、これを守ることができないと考え、先ほどの総務建設常任委員会での議論をさせていただいたところであります。先ほど述べましたように、今後ともこうした問題意識を持って葛城市の個人情報の在り方、これを見ていきたいと考えております。

以上をもって、今回については賛成といたします。

川村議長　ほかに討論はありませんか。

８番、奥本佳史議員。

奥本議員　私は、議第４号、葛城市デジタル情報を活用したまちづくり推進条例を制定することについて、賛成の立場で討論いたします。

本条例案は、葛城市におけるデジタル情報を活用したまちづくりの推進に関する基本理念を定めて、特に市民生活に関わる部分を条例で明確にして、市の責務及びそれを利用される市民等の役割を明らかにするとともに、葛城市のデジタルトランスフォーメーション、ＤＸ、これを進めていくというものであります。

既に国が定めるＤＸの20業務について、これはもう各課において標準化への対応作業が進められております。今のところ、私も見る限り、一般質問でも質問しましたが、順調に進んでいると見受けられております。こういった意味も含めまして、現在、葛城市が策定しているＤＸ推進計画は、デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進、地域社会のデジタル化、デジタルデバイド対策、要するにあまりデジタルの利用がなかなか難しい方、得意じゃない方、それに対する対応、またデジタル原則を踏まえた規制の点検、見直しなど、それらの様々な取組を総合的に進めて、市民の困り事を解決するような事業を行い、少しずつでも市民に住みやすさを感じてもらえるまちづくりの実現を目指していただくという形を取っていらっしゃいます。

まず、先ほど谷原議員のほうからご指摘がありました情報漏えいのところ、個人情報保護法というのは、このＤＸのところはまたちょっと別問題のところで、これはこれでやはり国として当然重視しなければいけないところでありまして、情報漏えい対策というのは、これは国だけがやるんじゃなくて、民間事業者も一体となったところにやはり効果が求められるわけでありますから、現状の条例の制定のところは、また別の意味合いかなと。そこはそこで大事なところなんですけども、今は、これはＤＸの推進についての条例のところなので、その部分について議論をやっぱり深めていくべきかなという気はします。

以上の点から、本条例に対して、私は賛成いたします。

川村議長　ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第４号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、議第４号は原案のとおり可決されました。

日程第２、議第５号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第５号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、議第５号は原案のとおり可決されました。

日程第３、議第６号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第６号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、議第６号は原案のとおり可決されました。

日程第４、議第７号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第７号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、議第７号は原案のとおり可決されました。

日程第５、議第18号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第18号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

日程第６、議第20号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第20号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第７、議第８号から日程第18、令和５年請願第２号までの12議案を一括議題といたします。

本12議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本厚生文教常任委員長　ただいま上程されております議第８号から議第17号と議第19号の11議案と、継続審査になっていました令和５年請願第２号について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第８号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、令和６年度から県下統一の保険税になるが、上昇率はどの程度か。また、賦課限度額について改正はないのかという問いがあり、令和５年度と比較して、医療費分では、所得割が0.24％の増、均等割が1,800円の増、平等割が100円の減となる。後期高齢者支援金分では、所得割が0.37％の増、均等割が1,200円の増、平等割が400円の増となる。介護分では、所得割が0.27％の減、均等割が1,400円の減となる。１人当たりの保険税から見ると、令和６年度が12万1,509円で１万101円、率にして9.07％の増となる。賦課限度額については、令和６年３月末に出される税制大綱に記載があるが、奈良県下統一として、令和６年度改正予定はないとの答弁がありました。

また、別の委員から、県下統一の保険税となってかなり保険税が上昇したが、葛城市単独でこれに対する対応を考えているのかとの問いに対し、令和６年度から県下統一の保険税になったことから、市単独で保険税額を抑制することはできない。市としてできるのは、保険税率上昇の抑制財源となる国や県の交付金の獲得と医療費の適正化に努めることであるとの答弁がございました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第９号、葛城市保育所条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議第10号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

若干の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第11号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、以前改正した本条例の誤りで、本来徴収すべき延長保育料が無償となっているとのことだが、実務はどうであったのか。また、本改正による第２子無償化について、どの程度財源が必要なのか。それを補う国や県の補助金はあるのかという問いがあり、令和元年10月の３歳以上の子どもに係る保育等の無償化の際、保育料が無償となったことで、当時の改正をした条例上、延長保育料も無償となってしまった。実務としては、保育料は無償でも延長保育料は徴収できるものと認識していたので、それ以降、現在まで徴収をしていた。このことは、今回の第２子以降の無償化に伴う条例の見直しの際に気づいたものである。今後の対応としては、条例の規定がなく徴収した延長保育料については、返還のための予算を令和６年度当初予算に計上をしている。また、このたびの第２子以降無償化による市の負担額は、国や県の補助金はなく、全て一般財源となる。市内の公立保育所や私立保育園や認定こども園に通われている保護者の保育料で5,450万円、市外の保育所や認定こども園に通われている保護者の保育料を市から運営費として直接施設に支払う分が1,940万円で、歳入の減と歳出を合わせて、年間総額で約7,400万円となる。

また、別の委員から、誤って徴収した延長保育料について、総額幾らになるのか。また、今後も延長保育について無償にできないのかという問いがありました。返還する延長保育料は、令和元年10月から把握できている令和６年１月までの分で、80万円から90万円である。また、延長保育を今後も無償にできないかということについては、３歳以上の子どもに係る保育等の無償化の際に国から示されている質疑応答では、延長保育を利用した際の利用料については無償化の対象とはしないと指示されているので、延長保育の利用料については徴収すべきものである。また、本条例で規定されているのは市内の公立保育所のみで、私立の保育園については園独自で定めた延長保育料を徴収されているので、返還の対象ではない。このたび返還するのは公立保育所のみである。延長保育を無償化するとなれば、利用希望者が増えてしまうことも想定される。現在でも保育士不足による待機児童が出ている状況であり、まずは待機の問題を解消した上で保育士の充実を図れればと考えているので、今後も延長保育料は徴収していきたいと考えているという答弁がございました。

さらに、延長保育料の返還について、返還対象者の現状を把握されているのかという問いがあり、返還対象の世帯は約150世帯で、令和元年10月からということもあり、転出している世帯が３世帯程度ある。それらの世帯については、その後、転居されていたり、当時と家族の形態が変わっていることも想定されるので、そのような場合は個々に対応する予定である。転居先不明の場合は、できる限り手を尽くし、最終的には返還できるまで善処したいとの答弁がございました。

さらに、別の委員から、第２子無償化について、第１子の考え方が国と違うということだが、葛城市の考え方は。また、いろいろな家庭の形があると思うが、第１子の把握をどのようにしていくのかという問いがあり、基本的に国の第１子の基準は、小学生以上はカウントしないが、葛城市独自の考えとして、小学生以上であっても第１子としてカウントをする。担当課において把握できない第１子の確認は、入所申込書に家族の構成欄があるので、記載された内容や申出を基に参考資料を提出していただき、確認していきたい。また、保育料の通知を送付するので、その中に４月以降の取扱いの説明のほかに、申出により調査検討することも掲載するとの答弁がありました。

この答弁を受け、調査については非常に業務負担が大きいと思う。また、条例等の内容についても誤解を招く可能性があるので、市民への周知等、気をつけていただきたいという要望がございました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第12号、葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正することについてであります。

若干の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第13号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、介護保険料について、葛城市は現在10段階で、令和６年度からは国が示した13段階を採用するとのことだが、多段階にするメリットはという問いがあり、国が13段階を採用したのは、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付の増加を見据え、第１号被保険者間での所得の再分配の機能強化を図るためである。また、低所得者の保険料上昇の抑制を図る目的もあるとの答弁がありました。

また、別の委員から、基準額を引き下げた要因に、介護給付費準備基金の取崩しがあると説明があったが、現在の基金残高と、第９期の間にどの程度取り崩す予定なのかという問いがあり、現在、介護給付費準備基金は約４億3,000万円である。第９期において３億3,000万円を取り崩して保険料の軽減に充てる予定であるとの答弁がありました。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第14号、葛城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の全部を改正することについて、また、議第15号、葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正することについて、また、議第16号、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについて、議第17号、葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正することについてであります。

これはいずれも質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第19号、葛城市水道事業給水条例及び葛城市水道法施行条例の一部を改正することについてであります。

若干の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、令和５年請願第２号、家族介護支援事業（紙おむつ支給）の支給条件を緩和することを求める請願についてであります。

本請願については、昨年の12月定例会中の委員会で協議をし、市の今後の動向や国の補助の動向も含めて、引き続き委員会で調査をし、その上でしっかり判断をしていく必要があり、すぐに結論を出すことは難しいため、閉会中の継続審査となりました。

このたびの本委員会で、その後の国の動向を含め、今後の市の動向について理事者の説明を求めたところ、家族介護支援事業は、現在まで地域支援事業の任意事業として実施してきたが、国は今後、廃止していく意向であるとのことであった。しかし、令和６年度からの第９期計画の中では、昨今の物価上昇を憂慮した特例的な措置として、引き続き事業を継続するよう国から通知があったが、事業としては現状維持もしくは縮小に限るとのことであった。令和４年度当初から国の動向を常に注視しつつ、第９期計画が始まる令和６年度を見据えて検討をしてきた。その結果が、このたびの市長の施政方針で発表したとおり、介護度３以上の方で、所得制限についても撤廃するという内容で当初予算に計上しているという説明がございました。

理事者側の説明では、第９期の初年度である令和６年度から基準が緩和される方向ということなので、本請願の願意は実現されることが確認できたとして、不採択にしようと提案したところ、委員から、令和６年度当初予算の審議はこれからであり、助成のための要綱も固まっていないとのことなので、４月からの運用を確認してから判断すべきと思うので、もう一度継続審査にすべきではないかとの意見があり、採決の結果、全会一致で引き続き継続審査とすることに決定をしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えまして、厚生文教常任委員会の報告といたします。

川村議長　これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は１議案ごとに行います。

日程第７、議第８号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員　議第８号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論いたします。

本条例案は、令和６年度の葛城市国民健康保険税を、１人当たりの保険税を現行より平

均9.07％、金額にして１万101円の引上げを行う改正内容となっております。

今回の引上げによって、奈良県国民健康保険県単位化に基づく統一保険税水準に向けて、毎年段階的に引き上げてまいりました葛城市の国民健康保険税の経過措置は最後となります。奈良県内の中でも、とりわけ12市で最も安かった葛城市の国民健康保険税が、県単位化になることで、毎年１人当たり年4.5％ずつ７年間引き上げて、統一保険税水準に合わせてまいったわけでありますが、それがこれで最後となります。ところが、今回の条例改正により、保険税の引上げは、先ほど報告もありましたように9.07％、１人当たり平均となります。

県単位化の際に、県のほうが見込みとして葛城市に示したのは、毎年4.5％ずつの引上げでございました。それが昨年度は７％、そして今年は何と９％を超える見込みとして4.5％から倍にする引上げを最終年度に行うというのが今回の条例提案であります。言ってみれば、約束違反だと私は言わざるを得ません。この見込み違いの責任は、私は奈良県や行政側にあると考えます。したがいまして、せめて経過措置をあと１年延ばして、今年度は９％ではなく4.5％として、さらにもう１年経過措置を延ばす、そうしたこともできたのではないでしょうか。こうした大きな見込み違いについて、反省も対策も示すことなく、当初の見込みの２倍の負担となる国民健康保険税を被保険者世帯に押しつける、こうした本条例案には反対いたします。

こうした保険税の引上げの見込み違いにおきましては、その原因が、国民健康保険の加入者が想定以上に減少し続けることにあります。あまりに国保税が高いので、働くことのできる高齢者が週20時間以上働くことで協会けんぽなどに加入し、国民健康保険を脱退する人が増加しております。日本共産党は、国保税を協会けんぽ並みに下げるために、国保税の均等割、平等割を廃止するために、国の国保支援分を増やすことを求めてまいりました。高過ぎる国保税のために加入者が減少し、そのために国保会計がもたなくなるために、更に国保税を引き上げざるを得なくなる。いわゆる国保の構造的問題であります。こうした国保制度の構造的矛盾が、本条例案にも表れていると考えます。国保税を引き上げることで、被保険者の暮らしは本当に苦しくなります。その上、ますます国保制度を窮地に追いやることになります。抜本的な改革を求めて、反対討論とします。

川村議長　ほかに討論はありませんか。

３番、柴田三乃議員。

柴田議員　私は、議第８号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の税率改正により、令和６年度から県内の保険税水準が統一されることになります。保険税水準の統一に向け、保険税率は段階的に上昇してまいりましたが、同時に、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額を半額にする軽減や、産前産後保険税減額など、被保険者の経済的負担軽減が図られています。しかしながら、今後、被保険者の減少や１人当たりの医療費の伸びを考えますと、県全体で被保険者を支える必要があるものと考えます。引き続き奈良県とも十分に協議、連携し、慎重に検討を重ね続けていただき、国民健康保険を国民

皆保険制度を支える最後のとりでとして維持していただくことを強く望みまして、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することにつきましての賛成討論といたします。

川村議長　ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第８号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

（押しボタンにより表決）

川村議長　ボタンの押し忘れはありませんね。

（「なし」の声あり）

川村議長　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第８号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第８、議第９号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第９号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、議第９号は原案のとおり可決されました。

日程第９、議第10号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第10号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第11号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原議員。

谷原議員　議第11号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場で討論いたします。

本条例は、葛城市立保育所、認定こども園における延長保育料を無償から有償とする条例改正案であります。本条例は、令和元年９月定例会におきまして、幼児教育・保育の無償化実施に係る子ども・子育て支援法等の改正に合わせ、無償化の実施に必要な改正を行った際に、延長保育料も無償としてしまう改正内容を改めて、有償とする改正案であります。

問題は、改正の理由であります。先ほどの委員長報告でもございました予算特別委員会での審査において、私はその改正理由について伺いましたけれども、保育無償化に係る条例改正に伴い、延長保育料徴収のために必要な条文修正を行わなかったために、延長保育料も無償としてしまう規定となり、延長保育料については引き続き徴収するという方針と異なる条例改正となっていることに、このたびの保育無償化に係る条例改正において気づいて、その誤りを訂正するために今回の条例改正を行うという趣旨でございました。つまり、令和元年の条例改正において、行政の方針に反して、間違った条文の条例を議会に上程したわけであります。議会におきましては、当然その条文に従って議決しているわけでありますから、延長保育料を取ることができない条例として施行されてまいったものであります。

今回は行政方針が正しく反映されていなかったからという理由で改正を行うものでありますが、私はその理由は全く納得できません。今回の条例改正については、議会における議決権に関わる大変大きな問題があろうかと考えます。

１つは、議会に上程される条例案の信頼性であります。葛城市の条例改正はどのような作業で上程されてきているのでしょうか。あるいは作成されているのでしょうか。間違いを精査せず、議会に条例を上程するのでしょうか。これは議会審議の信頼性を損なう問題であります。このたび、保育の無償化に関わって改めて条例の条文を見たところ、誤りに気づいたということでありますけれども、読めば分かるようなことではないんですか。こうしたことがなぜ見過ごされて議会に上程されたのか、このことについて、真剣に再発防止も含めて行っていただきたいと考えます。

もう一つの問題は、先ほどありました条例の改正の理由であります。今回、条例改正案として出された理由の１つが、間違いがあったからだというふうな説明に終始しておられます。しかし、令和元年に議会が議決したのは、保育無償化とともに延長保育料も無償化とする条文として議会は議決しております。つまり、保育の無償化及び延長保育料無償化をするということをよしとする条例文を議会は議決しているわけであります。私たちは条文を審議しているわけですから、この条例が間違っていたかどうかということは知る由もありません。議会が議決したのは、延長保育料を無償とする条例であり、今日でもその条例が正しい条例であります。したがいまして、後から述べますように、この間、延長保育料を徴収しているわけですから、正しい条例の下で、つまり延長保育料は取らないという正しい条例の下で、延長保育料を返還すべき、そうしたことの予算を提案しているわけです。つまり、私たちが、議会が決めたのは延長保育料を無償化することであって、そしてそれは施行されている条例なんですね。それを変えるのが、条例が間違っていたから変えますでは、今後の条例審査において、いや、この条例は間違っていたから変えます、そんな理由でやられると、本当に議会での条例審査の信頼性、これがなくなってくるのではないでしょうか。

先ほど委員長報告にもありましたように、条例を変えるという場合、例えば無償化とする場合に、国の方針があって、国の方針では延長保育料を取ることになっている、保育無償化にしても、この部分については国の方針どおりすべきところを反していたからというなら分かるんです。条例改正の理由として分かるんですよ。あるいは、民間保育所との公平性に欠ける、だから、その理由をもって、これまで延長保育を無償化にしてきたけれども、そうした公平性に欠けるというところもあるので、これは有償にします。そうしたきちんとした条例改正の理由があれば、それは納得できますけれども、当初に出てきたのが、条例をつくり間違えたから改めるんです。これでは、令和元年に議決した議会の審議が問われてくるわけです。じゃあ議員は分からずにそれを議決してなったのか、こんなことになるわけですから。私は間違っていた条例だから改正するという、こうした理屈を受け入れるわけにはまいりません。

以上、本条例案については、議会の審議、議決の在り方について大きくゆがめることになると考えますので、反対したいと考えます。

なお、本条例案が否決されても、現状どおり延長保育料無償化は継続します。これを間違いとして返金するわけですから、このことも行政執行上、大きな問題となります。後に出てまいります令和６年度葛城市一般会計予算の中において出てきている返金のことについても触れたいと思いますけれども、私が大変残念なのは、利用者から保育料を徴収するというのは、地方自治法に定められているように、利用者に納入金額を通知する前段階に、調定という作業を行うことが地方自治法で定められています。この調定という作業は、条例をちゃんと精査して、条例に基づいて正しい金額になっているかどうかを確かめる。さらには歳入歳出における款項などを明確にしておくことなど、一定の手続で定められて利用者に料金徴収することになっています。

実際に、保育料の徴収については、パンフレットで延長保育料は幾らと書いてあるんですね。このパンフレットを作成するときに、調定という基本的な作業をやってこられなかったのか、毎年。少なくとも調定という基本的な作業を行えば、条例に戻って、きちんと条例を読んで、その条例に基づいた料金を保護者に伝えることができていたはずなんです。ところが、つくった条例も間違いなら、その間違えた条例で、さらにこれまでどおり料金を徴収していたということになれば、一体どのような行政姿勢でこうした料金徴収をやっておられるのか。私は本当にこの点においても、大いに行政のほうできちんと反省もし、総括もし、再発防止をしていただきたい。今回、こうしたことの大きな間違いについて、一体葛城市の内部統制はどうなっているのか疑わざるを得ません。

厳しい言葉を連ねましたけれども、議会としても、こうしたことについて議決しているわけですから、改めて条文審査におきましては、丁寧な条文審査をやっていくことを心がけたいと私自身は思っております。

以上をもちまして反対討論といたします。

川村議長　ほかに討論はありませんか。

５番、杉本訓規議員。

杉本議員　私、この議第11号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論させていただきます。

委員会でもさんざん言うてきましたけど、僕は反対しようかなと思っていたんですけど、いろんな想定をしたときに、反対はしきられへんなと思いながらも、本日まで迎えました。谷原議員がおっしゃることと別に僕は、人間、そんな完璧なことはないので、それやったら機械がやったらええだけの話になるので、間違いと認められて、そのとき僕は議員でして、僕も議決しましたので、そのときの責任は僕にもあるのかなと思いながらずっと考えておりました。

５年間ですか、保育料を取ってはあかんのに取っていたから返します。これはもう返してもらっていいと思いますし、第２子の無償化も入っております。ここに関しても、ぶっちゃけて言いますと、規則でやっていただいて、残りだけ反対しようかなとも思ったんですけども、やっぱり保育士の圧迫の問題とか、民間との兼ね合いとか、例えば僕がここで皆さんに反対しましょうよと言って反対しても、また４月からは取れないという状況、ここのバランスもどうしたらいいのかなって考えながら今日まで至って、最終判断としては賛成といたしますけれども、今まで５年間、延長保育料がかかるからといって急いで帰ってきたお母さん方がおったり、そういった努力で八十何万円で抑えられている金額やと思います。かといって、それを返して、これからの子らは取るというアンバランスさは、僕はどうしても拭えないんです。そのとき、ぼくは議決に賛成しているので、僕もそれを見落としていた部分もあるんですけども、やっぱりこれは料金の見直しであったり、平等性を何とか考えていただきたいと、これはお願いするしかないんですけども、それしかできないのかなと思います。

ただ、先ほど谷原議員もおっしゃったように、こういうことがもうないようにね。間違いと認めてもらったので、それは一定評価するんですけど、これからそういうことがないようにしていただきたいのと、バランスをこれからどうしていくのかというところをもう一度改めて考えていただくよう要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

川村議長　ほかに討論はありませんか。

８番、奥本佳史議員。

奥本議員　私は、この議第11号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論させていただきます。

谷原議員がおっしゃるように、過去に我々、この条例に対して賛成しているわけなんです。ところが、そこのところを振り返って思い返してみるというか調べてみましたら、この部分、無償化のところの説明というのがほとんどされなくて、スルーされているんです。気づかなかった行政側も悪いし、我々もそこまで思い至らなくて、詳しく調べなかったところにも責任はあるんですけども、今この条例を改正することによって、何が必要かというところを考えていくと、仮に葛城市だけ公立の保育園、認定こども園のところで無償化にした場合に、市内の民間の保育所への影響、そこのところを考える必要があると思うんです。片や有償、片や無償となってきたときに、バランスが取れなくなります。そうなってくると、結果はど

うなるのか。安いにこしたことはないという方は無償のほうへ行かれます。そうすると、保育士のバランスとかもやっぱり崩れてくるわけなんですよね。これまで積み上げてきた保育政策というところを根本から覆してしまう危険性がかなりあるわけなんです。だから、我々の責任はこの際、ちょっと別の問題として残るんですけども、これはやっぱり保育というところに対して、市民の期待されるところを考えた場合は、ここは一緒にしないといけないといった意味で、今回の条例に関しては必要だと私は考えるわけでございます。過ちてはすなわち改むるにはばかることなかれでございます。

以上です。

川村議長　ほかに討論はありませんか。

４番、坂本剛司議員。

坂本議員　私は、議第11号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の条例改正は、令和６年度から新たな子育て支援策として子育て世帯への経済的支援を図り、子育てしやすい環境を整えるため、世帯の収入や第１子の年齢にかかわらず、第２子以降の保育料の無償化を実施する内容となっており、保育料などを利用する市民の皆様にとって喜ばしい施策であります。

延長保育料に関しましては、令和元年10月に３歳から５歳児の幼児教育・保育の無償化が実施された際に、生活保護世帯や市町村民税非課税世帯等に該当しない世帯については延長保育料を徴収できるよう条例改正を行うべきところ、改正が行われず、適正な条例内容となっていなかったものであります。このことについては遺憾ではありますが、該当する保護者の利用料は返還されると説明がありました。

今後、民間保育所とのバランスや保育現場の先生方の負担を考えますと、本来あるべき延長保育料の徴収となるよう改正を行うことは致し方ないものと理解できます。よって、今後の葛城市の未来を担う子どもたちの子育て環境が更に充実することを期待し、賛成討論とさせていただきます。

川村議長　ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第11号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

（押しボタンにより表決）

川村議長　ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議第12号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第12号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第13号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第13号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第14号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第14号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第15号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第15号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第16号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第16号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議第17号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第17号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議第19号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第19号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

日程18、令和５年請願第２号、家族介護支援事業（紙おむつ支給）の支給条件を緩和することを求める請願については、厚生文教常任委員長より閉会中の継続審査の申出が出ております。本件を厚生文教常任委員長からの申出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、令和５年請願第２号については、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開時間は、午後１時30分から再開いたします。

休　憩　午後０時１０分

再　開　午後１時３０分

川村議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第19、議第22号から日程第24、議第27号までの６議案を一括議題といたします。

本６議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本予算特別委員長　議長のお許しを得ましたので、ご報告をいたします。

去る３月６日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議第22号から議第27号までの補正予算６議案につきまして、３月13日午前９時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第22号、令和５年度葛城市一般会計補正予算（第９号）の議決についてであります。

質疑では、総務費、退職手当特別負担金の増額の理由はという問いがあり、退職手当特別負担金については、主査となり５年以上の職員が自己都合の退職の場合に発生し、当初予算には計上していないもので、積算根拠として、勧奨退職者が３名、退職手当特別負担金を要する自己都合の退職者が３名、任期満了の退職者が６名であるとの答弁がありました。

この答弁を受けて、別の委員から、主査以上の人材が数人も急に抜けてしまうのは組織として痛手だと思うが、引き止めなどの退職に対する措置は講じられているのかという問いがあり、担当部署や人事課で慰留に努めているが、今回は理解を得られず、退職に至った。急に人材を採用することはできないので、会計年度任用職員で対応してもらう状況である。また、原因が職場環境であるならば、その対応を模索しながら、できる範囲で努めているとの答弁がありました。

この答弁を受けて、職員の方には最後まで働いていただきたい。せっかくの人材を手放すのは惜しいと思うので、人事課にはケアに努めてもらいたいとの要望がありました。

また、別の委員から、職員のメンタルケアとしてのメンター・メンティー制度や係長制度の導入の効果はという問いがあり、メンター・メンティー制度については、担当課では相談ができない部分をほかの部署の先輩職員に相談ができ、メンタル面で和らげたということで、令和５年度も実施している。また、係長制度の導入については、初めての試みのため、整理しきれていない部分もあり、令和６年度についても引き続き検討しながら実施していきたいとの答弁がございました。

次に、総務費、新庄庁舎管理事業の光熱水費について、1,100万円の減額理由は。また、ゼロカーボンシティに向けた工夫はという問いがあり、令和５年４月以降に、電気代について、関西電力から受給をしている高圧の電気料金が、卸市場価格連動メニューから一般的な電気料金メニューに移行することが可能になり、月平均約80万円が不要となり、今回減額することになった。また、ゼロカーボンシティ宣言の取組として、節電や照明のＬＥＤ化を実施しているとの答弁がありました。

次に、民生費、認定こども園管理事業の工事請負費が当初予算より6,000万円近い減額となっているが、その理由や入札の状況はという問いがあり、当初予算では、調理室の整備工

事に係る費用として、資材価格や労務費等の価格がこれまでを上回るペースで上昇していたので、積算に含みを持たせた上で、さらに約12%の物価上昇を見込み計上していたが、予定価格設定時には想定したほどの物価上昇が見込まれず、物価上昇を見込む前の85%で予定価格を設定した。入札の結果として、７者が応札し、５者が最低制限価格での応札となったため、くじにより決定することになったとの答弁がありました。

この答弁を受け、当初予算について、かなり慎重に計上されたとのことだが、適正な予算計上をお願いしたいとの要望がありました。

次に、繰越明許費の保育所等整備事業について、當麻せいか子ども園に係る費用だと理解しているが、現在の進捗はという問いがあり、繰越明許費の保育所等整備事業は、當麻せいか子ども園に係る費用であり、工事の進捗は令和６年４月の開園を予定し準備していたが、事業者から、原材料の品薄や燃料費の高騰、建築人材の確保が進まないなどを理由に、開園が１か月遅れると報告を受けているとの答弁がございました。

この答弁を受け、開園が１か月遅れることについて、受入れ予定の児童への対応はという問いがあり、可能な限りご家庭での保育をお願いしているが、どうしても４月から保育を希望されるご家庭があり、磐城第２保育所にてお預かりする予定をしている。また、既に別の施設に在籍しており、當麻せいか子ども園に転園希望のご家庭もあるが、そちらについては在籍しておられる施設で代替保育を行っていただく予定で案内をしていると答弁がありました。

この答弁を受け、きめ細やかな対応を今後もお願いしたいとの要望がございました。

次に、衛生費、出産・子育て応援交付金が500万円の減額となっているが、出産応援と子育て応援で何名を見込んでいるのかという問いがあり、当初予算では給付対象人数を毎月25名、年間それぞれ300名で想定していたが、11月末に実績を確認したところ、出産応援が153名、そして、子育て応援が160名の給付となっていた。このことから、令和５年度３月末までで250名であると見込んで、50名分の減額をするものであるとの答弁がありました。

次に、衛生費、し尿処理費の修繕料について、当初予算では164万8,000円を計上しているが、152万9,000円の減額をする理由についてはという問いがあり、クリーンセンターにて毎年交換している脱臭装置フィルターについて業者と協議した結果、先延ばしすることとなり、不要となったためであるとの答弁がありました。

次に、繰越明許費の新型コロナウイルスワクチン接種事業について、事業は縮小していくと思うが、繰越しする理由はという問いがあり、令和５年度中までに支払うべき費用のうち、請求がまだ来ていない費用を繰越ししていると答弁がありました。

次に、農林商工費、登山道整備計画策定業務委託料について、当初予算645万1,000円に対し、205万1,000円を減額する理由はという問いがあり、二上山ふるさと公園から馬の背ルートと葛城山の布施城跡ルートの２つのルートについて、階段や手すり、排水設備がどの程度必要であり、休憩や眺望が見込める場所の選定等の全体構想を練るための整備計画策定業務委託を行った。今回の減額は、その契約差金に係る減額であると答弁がありました。

この答弁を受け、遭難事案の多いところなので、新たなルートを設定されるのはよいが、

全体構想の段階ということで、その期間にもたくさんの人が登られる。遭難などの事故が減るような対策も検討してほしいという意見がございました。

次に、繰越明許費の市道管理事業の500万円を繰越しする理由はという問いがあり、現在、里道の位置が国土調査と違うため、国土調査の修正業務を行っているが、法務局との調査を行った際、隣接地に筆界未定の土地があり、その土地についても筆界未定を解消するようにとの指示があり、調査の結果、未相続地が数筆あり、また地権者が大阪などにおられ、その説明等に時間を要するため、今回、繰越しの措置をさせていただいたとの答弁がございました。

次に、土木費、社会資本道路改良交付事業費について、当初予算２億1,000万円に対し、１億7,300万円を減額する理由は。また、新村工業系ゾーンへの影響はという問いがあり、交付金を活用している事業であり、国に対し要望していたが、内示率が低くなったため、今回減額をさせていただいた。また、渡場大橋の測量設計委託料については予備設計をしているが、橋の取替工事も施工する場合、影響する範囲がかなり広大となるため、令和５年度に設計をする予定であったが、令和６年度に一旦修繕し、安全性を確保したいと考えている。また、新村工業系ゾーンへの影響はないとの答弁がありました。

続いて、教育費の小学校及び中学校就学援助事業、扶助費について減額する内容はという問いがあり、地方創生臨時交付金を活用した小・中学校と幼稚園の３学期の給食無償化に伴う就学援助費で、支給予定の給食費を減額するもの及び現在の認定状況を把握した中で、不用額を減額するものであるとの答弁がありました。

次に、教育費、体育施設等の當麻スポーツセンター運営事業と新庄スポーツセンター等運営事業において、プール運営委託料が当初予算と比べ減額割合が大きいが、その理由はという問いがあり、一般競争入札などを行い、既存の業者との調整も行ったが、プールの監視員などの業務を直営で行うこととなり、人件費や諸経費として執行した以外の残額を減額するものであると答弁がありました。

最後に、諸支出金、社会福祉振興基金費の積立金について、寄附金として6,838万7,000円を寄附としていただいたとのことだが、どういう形で寄附していただいたのかという問いがあり、市内に以前お住まいになられた方から、福祉に役立つよう使用してもらいたいため寄附するという遺言により、その方が所有していた土地売却分の金額を令和５年12月にご寄附いただいたとの答弁があり、この答弁を受け、ふるさとである葛城市にしっかり頑張ってほしいと思う気持ちを形に変えて、大金をご寄附くださっている。その気持ちを大事にして社会福祉に使ってほしいと思うが、市長の思いはという問いがあり、市長から、ご寄附していただいた方の意思を最大限尊重し、本市のために使ってまいりたい。また、それ以外の方からいただいた寄附金についても、本市の発展のために使ってまいりたいとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第23号、令和５年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第５号）の議決についてであります。

質疑では、歳入、国民健康保険税について、2,000万円の減額の理由はという問いがあり、被保険者数が減少していることによる税収入の減少である。被保険者数が、令和５年度当初見込みが7,659人であったが、令和６年２月現在では7,429人にまで減少している状況であるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号、令和５年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第２号）の議決についてであります。

若干の質疑はございましたが、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第25号、令和５年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第１号）の議決についてであります。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議第26号、令和５年度葛城市水道事業会計補正予算（第３号）の議決についてであります。

質疑では、水道事業費用の受水費が、県水受水量増量に伴う増額として2,475万円を計上されているが、その要因と、どれだけ増水されたのかという問いがあり、10月から２月の少雨の時期が到来したことや、新庄浄水場から寺口受配水池までの配水ポンプ２基のうち１基が故障したことから、自己水の供給不足が見込まれ、県水から予備の10万トンを含んだ25万トンを増量するものである。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第27号、令和５年度葛城市下水道事業会計補正予算（第２号）の議決についてであります。

若干の質疑はございましたが、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えて、予算特別委員会の補正予算の審査結果といたします。

川村議長　以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は１議案ごとに行います。

日程第19、議第22号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第22号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議第23号議案について討論に入ります。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

川村議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第23号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議第24号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第24号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議第25号議案について討論に入ります。

討論はありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

川村議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第25号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議第26号議案について討論に入ります。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

川村議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第26号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議第27号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第27号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議第28号議案を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託されておりますので、本案に関する審査の結果報告を委員長に求めます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本予算特別委員長　去る３月６日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました令和６年度当初予算９議案につきまして、15日、18日、19日、21日の４日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち、ただいま上程されております議第28号、令和６年度葛城市一般会計予算の議決について、予算特別委員会の審査の概要及び結果についてご報告いたします。

歳出の総務費では、財産管理費の（仮称）當麻複合施設整備設計等業務委託料１億3,860万円について、どのような委託内容かという問いに対し、令和５年７月に公告し、10月にプロポーザルを行い選定した。青木茂建築工房・福本設計共同企業体に當麻複合施設に係る整備設計業務と管理運営計画策定業務を委託するものであるという答弁がありました。

この答弁を受け、他の委員からは、令和６年度予算に計上されたということは、ある程度設計の骨格ラインができているのかという問いがあり、令和６年度予算では、令和５年度に債務負担措置を行った設計業務に当たる部分の委託料を計上した。この設計業務委託料の中で骨格などのゾーニング案ができつつあり、今後の特別委員会でお示しする予定をしているという答弁がありました。

この答弁を受けて、実際に詳細な設計に進んでしまったら、変更することはよくないと思うので、今後の特別委員会でしっかり意見を述べたいと思うという意見がございました。

続いて、財産管理費の當麻複合施設周辺エリア活用事業支援業務委託料920万7,000円について、どのような支援業務なのか。また、當麻庁舎の跡地利用部分のみの検討かという問いに対し、當麻複合施設周辺エリアの活用に係る基本条件の整理と検討、それとその事業者の公募から契約に至るまでの一連のプロセス支援業務を委託するものである。また、當麻庁舎

の跡地の部分と複合施設の部分の連携を前提に併せて検討しているという答弁がございました。

この答弁を受けて、當麻複合施設周辺エリアの活用を検討するときには、その周辺の道路環境整備も併せて考えたほうがいいのではないかという意見がございました。

次に、企画費、企画政策事業、大阪・関西万博実行委員会負担金205万円の目的と算出根拠は。また、参加されない市町村はあるのかという問いに対し、2025年開催予定の大阪・関西万博について、奈良県では令和５年７月に万博推進室が設置され、万博に向けての取組が進められている。令和５年９月には、奈良県主催で市町村担当課長会議が開催され、奈良県の成長につなげるべく、万博会場における出展ＰＲをはじめ、県内市町村と連携した取組を検討していくと説明があった。

葛城市としても大阪・関西万博を葛城市の誘客の機会と捉えており、この万博を通して誘客ＰＲに取り組んでいきたいとの考えから負担金を計上した。負担金の目的は、関西広域連合が設置する関西パビリオン等での催事出展で、奈良県で検討され、現在調整を図られており、令和６年４月に実行委員会が設立され、そこで新たな取組などが決められると聞いている。負担金の算出根拠は、均等割として、県内市町村各100万円、さらに、葛城市は人口10万人未満の市に該当するので250万円、それと、人口割として、全体の金額の人口を積算した額の60万円が加算され、合計410万円になる。これを令和６年度と令和７年度の２か年に分けて、205万円ずつ支払うことになっている。また、参加されない市町村については、現段階では確認できていないという答弁がございました。

他の委員からは、葛城市として、この大阪・関西万博にどのように関わっていけるのか、パビリオンでは葛城市独自のＰＲはできるのかという問いがあり、関西パビリオンに奈良県も令和５年７月に加入し、オール奈良という体制で機運醸成も図りながらやっていこうというところである。令和６年４月の実行委員会が設立されるまで詳細は示されていないが、大阪観光局からも相撲を題材に外国人にＰＲして、それをインバウンドにつなげるための働きかけをしてもらっているので、令和６年度はしっかりと検討し、葛城市への誘客ＰＲができるよう考えていきたいという答弁がございました。

次に、企画費、市制20周年記念事業に関係するロゴマークについて、葛城市には、知名度の高まってきた蓮花ちゃんがいる。市制10周年では蓮花ちゃんのロゴマークを使用したのに、今回はなぜ新たにロゴマークを一般募集したのか。市として、デザインの連続性についての考え方はという問いに対し、蓮花ちゃんは葛城市をＰＲするイメージキャラクターという位置づけで、大きく捉えている。今回の市制20周年記念事業で使用するロゴマークについては、令和６年４月から令和７年９月までとし、あくまで市制20周年をＰＲする際にだけ限定したキャッチフレーズ入りロゴマークという位置づけで別途作成した。最優秀作品については、各種の印刷物や関連グッズ、各種記念事業で使用させていただくという目的で募集したという答弁がございました。

この答弁を受けて、連綿と続くこの葛城市の歴史を積み上げていくという意味でも、ここはやっぱり整合性を図っていくべきだと思うという意見がございました。

また、同じく市制20周年記念事業に関係するフォトオブジェ及び大型ネーミングサイン設置事業について、悪天候や災害のときに飛散して人的被害や物的被害を起こすことはないのかという問いがあり、設置場所については、日頃から維持管理を行い、風が強いところであるという認識をした上で、常設である大型ネーミングサインについては、風に耐え得る仕様のものを考えている。しかし、大型台風等、事前に把握できるときには、職員があらかじめ倒すなどの対応を取る予定であるという答弁がございました。

また、なぜ事業費440万円をかけて、市制20周年記念事業としてしなければならないのか。また、県の補助事業として令和５年度に行ったフットライト事業とはなぜ分けたのかという問いがあり、市制20周年を機会に、しあわせの森公園付近のマイナスイメージを払拭するためにも、大型ネーミングサインを設置して、葛城市の観光も含めてＰＲし、住民の皆さんに集まっていただける場になればいいということで、展望台には蓮花ちゃんをモチーフにしたフォトオブジェを置き、一緒に写真が撮れるような仕掛けをし、皆さんに喜んでいただけるような事業を計画した。また、フットライト事業は令和５年度で終わる補助事業であるため、新たに市制20周年記念事業として計画したという答弁がありました。

次に、民生費では、保育所費、市立保育所運営事業の過誤納金還付金については、毎年10万円の予算計上だったが、今回110万円を計上している詳細な理由はという問いに対し、令和元年10月に始まった３歳以上の幼稚園、保育所等の利用料の無償化に際し条例改正をしているが、それまでの延長保育料が無償となる世帯としては、住民税非課税世帯や生活保護世帯などに該当し、保育料が無償となる世帯を対象としていた。３歳以上の保育料が無償化される際には、３歳以上の世帯の中でも住民非課税世帯や生活保護世帯のみの延長保育料を無償とするような条例改正を併せてすべきところを、それまで条例に定めていた延長保育料徴収の規定を変更せず、保育料の無償化の対象となる世帯について、延長保育料もゼロ円となる内容のままにしていたことにより、延長保育料がゼロ円となる世帯において、過去の流れから利用料を徴収していたことが１月頃判明をした。このことは、条例を改正する段階において、３歳以上の幼稚園、保育所等の利用料を無償化することを優先し、延長保育料の改正に十分な認識ができていなかったことが要因と考えている。誠に申し訳ないと考えており、今後はこのようなことがないよう、条例改正の過程において今以上に内容を検証し、例規改正に当たってまいりたい。なお、返還対象世帯については既に把握できているので、早急に返還の手続を進めたいと考えている。直近で把握している令和元年10月から令和６年１月分まで徴収した延長保育料のうち、今回の返還に相当する世帯が150世帯、金額として80万円から90万円を見込んでいる。また、今後の延長保育料が無償となる対象者は、国の指針も参考にし、本来想定をしている生活保護世帯や住民税非課税世帯を考えているという答弁がありました。

副市長からは、今回の延長保育料徴収の件に関して、市民の方にご迷惑をおかけしたことについて、大変申し訳なく、おわび申し上げる。今後については、再発防止に関して一層厳しく、職員一丸となって努めてまいりたいという答弁がございました。

また、市長からは、今回の案件は、行政内部の思いとは違う条例の改正の議案を提出した

というところが一番大きい。本来、延長保育料はもらうべきという判断の下で条例を改正したつもりだったが、その部分の確認が完全でなかった。法令審査会等でも審議はしていたが、その部分は発見されないまま５年が経過し、新たに条例改正を必要とした段階で発見をした。そのことについては、改めてご迷惑をかけたことにおわびを申し上げ、内部的にはどのような問題があったのかを含め、責任の所在、懲罰等の必要性の検討をしていきたいと感じているという答弁がございました。

この答弁を受け、今回返還する金額については、本来、市の収入になるべきものであり、市に損害が発生していると思うが、どのように対応するのかという問いがあり、市長から、この件については顧問弁護士にも意見を頂戴し、条例上もらってはいけなかったものについては返金するという処理になると理解しているが、複数の弁護士に意見を聞き、確認したいという答弁がございました。

ほかの委員からは、今回の件については監査委員に相談したのかという問いがあり、監査委員には相談していないという答弁でありました。

この答弁を受け、事例としては異なるが、近隣の市町村での首長の管理責任を問うような話が出ており、それは最終的に監査委員が判断されている。本市においても監査委員に相談すべきと考えるという意見がございました。

また、民生費、福祉推進費の社会福祉協議会補助金について、令和５年度の2,500万円の予算から、令和６年度は4,000万円となっているが、この内容や根拠はという問いがあり、補助対象の社会福祉協議会の活動は、法人運営事業、社会福祉協議会本体の運営に係る人件費等と福祉活動事業、いわゆるボランティア活動支援などの部分を補助対象としている。ここ数年は法人運営事業と福祉事業、福祉活動事業を合わせて合計6,000万円ほどの費用で運営されており、その中で5,500万円程度が社会福祉協議会の収入で賄えない部分なので、その部分を補助金として、基金の取崩しで賄っている。令和６年度については、補助金が4,000万円なのは、いろんな考え方のある中で、平成30年以前の基金の取崩しをしていなかった頃の補助金の額が4,000万円を超えたところで数年推移していたことがあり、この辺も踏まえた上で、4,000万円ということで計上させていただいたという答弁がありました。

この答弁を受け、補助金について予算が増えていることについては、過去の黒字だった頃の4,000万円に戻っているだけという説明だったが、基金の取崩しについての言及もあった。令和５年９月に附帯決議をし、この６か月間に改善をしたかどうか確認をしたかったが、計画しか示されず、その計画についても裏づけが不透明だと感じている。また、市長が社会福祉協議会の会長を兼任していることも含め、組織改革案の提示も求めたが、次長の役職が新設されるくらいで、組織運営が大丈夫とは判断できないという意見がありました。

また、ほかの委員からは、補助対象団体に対しての基金が積み上がっていたら補助金を減らすというのは妥当だと思うが、幾らまでの基金を減らす計画なのか。また、基金が取り崩せない状態になったときは、補助金は増やしていくのかという問いに対し、市長からは、基金を取り崩す目安として、１億円前後になるまで取り崩すべきでないかという考え方を持っていたが、昨年より社会福祉協議会には非常に危機感を持っていただいたので、取崩しにつ

いては若干余裕を持つほうがいいと判断し、取り崩した後の基金の最終額を１億円前後にするという考えは変更している。社会福祉法人の財源は寄附金や補助金などに限られており、その中で社会福祉法人としての活動をどの程度やるのかというのは、行政との話合いとなる。社会福祉法人は、市民に対する社会福祉の状況を良好な状況に保つというのが１つの役割なので、どの水準まで行うかという議論の中で、最終的な補助金の決定をしていくという考え方であるという答弁がありました。

さらに、ほかの委員からは、社会福祉法で、社会福祉法人に対し助成された場合は、地方公共団体の長は、社会福祉法人に対して、助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不適当であると認められる場合において、その予算について必要な変更をすべき旨の勧告をすることなどができるとなっているが、市長が社会福祉協議会の会長と兼任していると、実行するのは難しいと感じる。また、兼任による弊害もあると思うが、市長の見解はという問いがあり、市長からは、従前から行政の長が社会福祉協議会の会長をしており、法律上問題があれば違法行為となっていたと思うので、法律上の解釈は、兼任をして問題がないと判断をしている。社会福祉協議会の長と市長を兼任することについては、メリットとデメリットがあると認識をしているが、その辺りの検証を今後重ねていきたいと考えているという答弁がありました。

次に、衛生費では、予防費の新型コロナウイルス予防接種委託料の内容と対象人数についてはという問いがあり、10月以降にワクチン接種を開始するための定期接種Ｂ類という形で組ませていただいた予算であり、65歳以上及び60歳から64歳の重症化リスクの高い方が対象で、接種される人数の予測としては、例年インフルエンザワクチンを接種されている方が55％程度なので、人数を5,780人、接種率55.3％で見込んでいるという答弁がありました。

また、クーリングシェルター設置促進事業について、どういった内容で、どんな場所に設置するのかという問いがあり、熱中症特別警戒情報が発表されると、市町村長による指定暑熱避難施設であるクーリングシェルターを開放する努力義務が令和６年４月より発生する。公共施設、そして民間の施設にも声をかけて準備をしていきたいと考えており、市民に周知していくための予算として、講師謝礼、パンフレット用の紙代、印刷製本代、クーリングシェルター設置の消耗品、のぼり旗の費用などを計上している。設置箇所は20か所を想定しているという答弁がありました。

この答弁を受け、クーリングシェルターは市民の方にしっかり周知をして、アラートが出たときに、どこに行ったらよいか分かるようにしていただきたいという要望がありました。

また、母子保健事業の産後ケア事業委託料に関して、委託先の事業者は市内にあるのか。また、産後ケアの申請方法はという問いがあり、委託先は市内にはなく、近隣市町村の施設と契約をしている。申請方法は、妊娠届出のときに産後ケアがあるということを説明した上で、妊娠、出産直後から申請をいただく方式となるという答弁がありました。

この答弁を受け、委託先は市内にないということだが、精神的に不調を抱えていると、申請自体に抵抗があると考えられる。公共施設の空きスペースなどを利用して、相談などができるスペースをつくっているところもあるが、本市でも検討されているのか。また、精神的

に落ち込んでいる方が申請に行くのは大変だと思うが、別の方法は検討していないのかという問いがあり、健康増進課は子育て世代包括支援センターを併設しており、産後ケアの利用に抵抗があるという方については、専門員が訪問したり、相談対応をしたり、健康増進課に来ていただき、少しお休みいただくというような対応をしている。また、申請方法は、基本的に利用者に来ていただき用紙に記入してもらうが、例外的に生命、支援のほうが優先される場合、特例的には後日申請していただくという対応も行っている。今後も状況に合わせて検討していきたいという答弁がありました。

この答弁を受け、負担が少ない申請方法や、子育て世代包括支援センターでやっていることの拡充ということも検討いただきたいという要望がございました。

また、資源ごみ収集事業のリサイクル施設運転管理及び資源ごみ収集運搬処理委託料が、令和５年度の予算と比較すると大幅な減額となっているが、その理由はという問いがあり、令和５年10月10日の入札の結果、業者が変わり、予算計上している金額となった。入札の成果と考えているという答弁がございました。

次に、農林商工費では、農業振興費の農業振興事業で、経営発展支援事業補助金について、どのような補助を行っているのかという問いに対し、経営発展支援事業補助金は、国が推進する新規就農者育成総合対策の１つで、認定新規就農者に対し、就農後の経営発展に必要な機械や施設の導入に係る経費に対し補助するものであり、負担割合が、国が４分の２、県が４分の１を負担し、残りの４分の１は申請者の自己負担となっているという答弁がございました。

この答弁を受け、経営開始資金は交付の対象となる条件が非常に厳しく、今まで活用されていなかったが、今回、経営発展事業補助金は使いやすくなっているのかという問いがあり、交付の対象は、経営開始資金と変わらず、49歳以下の認定新規就農者である。しかし、その条件を満たした方から、既に利用したいと申出を受けており、その分を計上しているという答弁がありました。

また、観光費の観光振興事業で、多言語観光案内看板設置工事について、どのような内容かという問いがあり、奈良県観光総合戦略推進補助金を活用して行う事業であり、奈良の西の玄関口として、市外、県外から車で来られた方に対しての当市の観光イメージを持ってもらえるよう、市の入り口に位置する加守交差点や竹内街道、葛城インターチェンジ付近の道路沿いの３か所に高さ４メートルの大型看板を設置する。また、大阪・関西万博開催に合わせて、関西国際空港から来るインバウンド客に対して、相撲の発祥の地、葛城市をＰＲするための看板デザインを多言語に対応するものであるという答弁がありました。

この答弁を受け、別の委員から、多言語とあるが、どこの言語を用いているのかという問いがあり、日本語と英語の２か国語であるという答弁がありました。

また、別の委員からは、相撲館などの施設に案内するのであれば英語表記も必要だと思うが、相撲発祥の地としてＰＲをするのであれば、デザインやシルエットで表現できるのではないかという問いがあり、補助金を活用して作成するに当たり、その要綱上、相撲館などの施設に案内することも要件にあるため、それらを含めて看板を作成しようと考えているとい

う答弁がありました。

次に、土木費では、新町公園管理運営事業、芝生管理業務が直営となった経緯についてという問いがあり、これまで芝生管理については芝生管理アドバイザーと民間に委託をしていたが、令和５年４月より、市職員が民間事業者と共に芝生の管理を行っている。知識に関しては書籍で勉強し、アドバイザーや施工業者が来るたびに分からないところを教わるなどして、芝生管理業務のノウハウを習得した。どの業者にも負けない気持ちと愛情を持って芝生を育てているので、直営で管理させていただきたいという答弁がございました。

他の委員からは、直営になったことにより、今後新たに必要となるものはないのかという問いがあり、令和６年度のみ備品として草刈り機、除草剤の散布機、肥料をまく機械を購入したいと考えている。そのほか、除草剤や殺虫剤などの薬品購入費、肥料購入費等が毎年必要になってくるという答弁がございました。

委員からは、芝生の作業は、プロでも失敗することもある大変な作業である。試行錯誤を繰り返しながら、また、体調管理に注意して芝生管理をお願いしたいという意見がありました。

次に、消防費では、災害対策費、小型トイレカー整備事業について、複数の委員から質疑がございました。理事者からは、四輪駆動のオートマ車タイプのトイレカーを２台購入する予定である。１台につき２基の洋式便器を配備し、100回から200回の使用が可能となっている。手洗い器つきで便座が温かくなるような仕様になっているため、電気が必要となるが、搭載しているバッテリーやソーラーパネルから電気の供給が可能である。そのほか、昇降のステップ、エアコンを完備しているという答弁がございました。

委員からは、今後、計画的にトイレカーを増やしていくのか。また、平常時の使用についてはどうなのかという問いがあり、導入してみて問題なければ、今後は体の不自由な方用の多目的トイレの購入を検討したいと考えている。平常時の管理の仕方については、工夫した利用ができるように考えていきたいという答弁がありました。

この答弁を受けて、イベントなどでこのトイレカーを使用することができれば、災害について市民に意識してもらうことができるいい機会になると思うので、検討いただきたいという意見がありました。

そのほか、災害対策費、防災士育成支援事業に関し、現在、葛城市防災士会に登録のある防災士の人数は。また、今後の目標人数等はあるのかという問いがあり、現在の会員数は110名である。目標人数は設定していないが、近年はコロナの影響もあり、防災士の資格受験については希望者全員が受験できるというわけではなく、抽せんで選ばれているというような制度が設けられていた。今後は受験における制限もなくなっているので、より多くの方に関心を持っていただき、資格を取得して活躍していただきたいと考えているという答弁がございました。

委員からは、阪神大震災の際に、倒壊した建物の下から救助されたものの、クラッシュ症候群で大勢の方が亡くなられた。防災について少しでも知っている人が身近にいればいいという考えで、防災士会はスタートしている。私も防災士の資格を持っているが、避難所の設

置の仕方や運営の方法など基本的なことを学べるので、資格取得だけでも非常に価値があると思っている。現在は会員の高齢化の問題、また地震が頻発しており、関心が高まっているところでもあるので、防災士が増えるようにお願いしたいという要望が委員からございました。

次に、教育費では、令和５年度に購入された紙媒体の本の冊数は。また、購入に当たり、どのようなジャンルに力を入れているのか。また、新庄図書館と當麻図書館で、将来の複合化を考えたジャンル分けは考えているのかという問いに対し、令和６年２月末現在の紙媒体の本の購入冊数は、両図書館合わせて3,432冊で、内訳として、一般が1,829冊、児童書が1,585冊、そのほか視聴覚資料としてＣＤ、ＤＶＤ、デイジー図書、合わせて18点である。基本的な新庄図書館と當麻図書館の購入ジャンルは、現在においては複本しないよう購入している。當麻図書館が複合施設になるに当たり、両館のすみ分けをする必要があると考えている。現在は同じような本を購入しているが、當麻図書館が複合化で新しい図書館となったときには、本との出会いということを中心に考えて、気軽に使っていただく本を集める。一方、新庄図書館は学びを深めていく図書館としたいと考えているので、當麻図書館より内容の濃いもの、重いものを集めていきたいと考えているという答弁がございました。

次に、部活動の地域移行事業について、会計年度任用職員は何名雇用して、どのような指導者の資格が必要と考えているのかという問いに対して、令和８年度から中学校の部活動を地域移行、もしくは地域連携することが国のほうから示されている。葛城市も、令和８年度から学校での部活を廃止し、地域移行を推進するため、令和６年度に国の補助金を活用して実証事業を実施する。令和６年度は、現在、中学校にない部活動である運動、スポーツに関しては相撲部を、文化芸術活動についてはコーラス部を新たに設置し、地域移行に向けた実証を行う。

相撲部、コーラス部は市内で活動している団体を地域クラブと位置づけて、それぞれのクラブに指導員を１名配置するほか、体育協会や文化協会と学校の先生方とを取りまとめる地域コーディネーター１名について、会計年度任用職員を雇用し、配置する。そのほか、地域コーディネーター業務として今後の地域クラブの運営母体の組織体制や組織運営を検討するとともに、指導員確保に向けた人材バンクの設置についても検討していきたいと考えているという答弁があり、これを受け、実証実験を行う部活動として、現在、中学校の部活動にない相撲部とコーラス部を選定した理由はという問いがあり、令和６年度に実証実験を行うに当たり、特定の中学校の１つのある部活だけを選定することで不公平感が出るのではないかという思いがあり、他の市町村で実施されている実証事業は、部員数が少なくて活動ができない部活動を対象としているが、葛城市においてはそのような部活動はないことから、新たに相撲部とコーラス部を地域のクラブと位置づけ、実証事業の対象とするという答弁がございました。

さらに、別の委員から、令和８年度の部活動地域移行に向けて、現存する部活動についても実証事業は必要だと思うが、今後どのように考えているのかという問いに対し、教育長から、現存する部活動については、令和７年度で実証事業を考えているという答弁がございま

した。

さらに、教育長から、令和６年度に学校教育課のほうで協議会を設置して進めていきたいと考えている。その協議会の中で、学校の教員も含めて部活動を地域連携としてやっていくのか、それとも地域移行していくのか、２つの選択肢があるが、現時点ではどちらか一方にすることは考えていない。今から２年間の猶予があるので、その間にいろんな課題も含めて協議をしながら進めていきたいと考えている。令和６年度は、地域移行として進めた際に出てくる課題について、実証事業として進めていきたいという説明がございました。

次に、歳入では、県支出金、小学校費補助金及び中学校費補助金が大きな増額となっているが、その理由はという問いがあり、小学校費補助金の増額理由は３点あり、まず会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正に伴う期末手当、勤勉手当によるもの。次に、令和６年度から小学校全校にＩｒｏｏｍの不登校支援員を配置することで、補助対象経費の増加により、201万6,000円の追加配分が行われる予定によるもの。最後に、スクール・サポート・スタッフの負担割合が、令和６年度より、国が３分の１、そして県が３分の２となり、市町村の負担がゼロに変更される予定によるものである。続いて、中学校費補助金の増額については、スクール・サポート・スタッフとＩｒｏｏｍ不登校支援員については小学校補助金の増額理由と同様であり、その他にも部活動指導員を２名から４名への増員による補助対象経費が増えたことが挙げられるという答弁がありました。

最後に、総括質疑では、令和６年度予算については、18歳までの子どもに係る医療費一部負担金無償化事業や第２子目以降の保育料無償化事業、産婦健康診査事業、児童手当費の拡充など、子育て支援に力を入れた予算であると感じており、市長の施政方針でうたわれた子育てしやすいまちづくりに取り組む気概は見受けることができた。しかし、この財源に関して、本当に続けていけるのかという懸念がある。どこにも誇れるような事業を継続するために、財源の確保というものはどのように考えられているのかという問いがあり、子育て支援事業など、これからの扶助費については、令和５年度と令和６年度の事業ベース比較では約５億2,800円の増額となっている。その主な原因は、18歳までの子どもに係る医療費一部負担金の無償化事業や第２子目以降保育料無償化事業、また障がい関連給付費などである。これらの扶助費の中には、国・県支出金で一部補てんされる事業もあることから、一般財源ベースでは約１億3,700万円の増額となる。この増額分については、基本的には一般財源で賄っていかなければならない。事業によっては普通交付税においても措置されるものもあるが、措置対象とならない場合は、特別交付税において、市の特殊事情案件として関係省庁や県選出の国会議員へ陳情を着実に行い、財源の確保に努めているところである。

これらの新たな財源負担については、令和７年度以降の収支見通しに反映された中で、歳入において市税や地方交付税など、実績や社会情勢を勘案しながら、過度な見込みとならないように注意しつつ、国・県支出金の特定財源のさらなる確保、起債の厳選や基金を有効に活用し、歳出においては事業の目的、必要性などを改めて精査し、優先順位を定め、取捨選択の検討を行うなど、歳出削減と新たな財源確保の意識づけを職員間、特に管理職間で共有したいと考えているところである。財政当局としては、持続可能な財政運営に心して努めて

いくとの答弁がありました。

また、市長からは、葛城市として、世代間の不公平さがないよう、どこまで投資していけるのか、行政サービスを維持していけるのかということを前提に、導入時においては当然、行政として耐えられるのか検証を重ねた上で予算計上をしている。ただ、人口増加や社会的状況による事業の見直し、民間事業者の誘致など、税収入を上げる努力も含めた中で財政運営をしていくという考え方であるという答弁がありました。

この答弁を受け、積極的に民間事業者の誘致をして、しっかりと税収を増やしていくことは必要であると思う。また、今まで続けてきた事業とこれから増やしていく事業についてはしっかりと精査をし、財政運営をしていただきたいという意見がございました。

また、ほかの委員から、令和６年度の施政方針は、第２次総合計画の目標とのひもづけが一部変更されているものがあった。総合計画と施政方針及び予算との考え方について伺いたい。また、令和６年度予算は市の単独事業が比較的目立つように感じるが、堅実な財政への改革と健全化、今回の予算の整合性についての考え方はという問いがあり、施政方針は、市長が当該年度に特に重点項目であると考える施策を前文に記載し、そして第２次総合計画の３つの政策の柱であり、それぞれ主な取組項目を展開する形で作成している。ただ、現在の第２次総合計画は、平成29年から10年間という非常に長い計画期間ということもあり、時代の変化に対応することが非常に難しい状況である。政策の柱と主要事業の内容が合致しないまま無理にひもづけてしまうと、かえって市民の目線から見ても分かりにくいものとなるので、その時代に応じて柔軟な対応をしていくものと考えている。

また、施政方針の主要な施策については、全ての市民第一の住みよいまちづくりを根底に置いて予算化している。令和６年度は市制20周年の記念すべき年に当たり、施政方針でもお示しした市民の皆様を元気にする取組を行うとともに、輝かしい未来に向けた新たなステップとして、活力あるまちづくりを進めたいと考える。その予算づけとして新単独事業が目立っているかもしれないが、限られた予算の中で、あらゆる角度から創意工夫を凝らして、堅実な財政運営を前提に予算編成を行っていると答弁がありました。

また、市長から、総合計画は長いスパンで計画を立てているので、その時代によって大きな変化が起こる。例えば、新型コロナウイルス感染症の問題、昨今の気象変動による環境政策の問題、金融政策が大きく変わるなど、当然、行政として政策に反映していかなければならない。計画があるから、その計画だけに沿っていくというのは難しい。その時代に合った対応の仕方をしていくことは必要であろうという認識を持っていると答弁がありました。

これらの答弁を受け、総合計画は市の最上位計画であり、５年ごとに総合戦略もあるので、期間が長いのであれば短くすればいい。見直すことなしに施政方針の中にある項目だけをひもづけ、目標を変えると、政策目標自体が分からなくなる。この目標を達成するために予算をつけるのではないのか。事業ありきで、これにひもづける施策目標をその時々に応じて変えていくのは間違っているとの意見がありました。

続いて、委員から、東洋経済の「都市データパック」の中で、全国1,741市町村のうち、財政健全度の弾力性は下から数えて23番目である。それなのに市長は、財政的には安定して

いると言われるのが理解できない。市長の思っておられる、できるだけ市民に利益を還元するという考え方と経常収支の整合性はという問いがあり、市長から、経常収支比率はどこまでがいいのか、数字だけを追いかけるのは可能だ。しかし、市民に対するサービスの在り方として、一定の余裕は持たないといけないが、極端な余裕を持つ必要はないと考えている。これからもいろんな行政サービスを追加したい。しかし、財政的に難しい部分も出てくるかもしれないが、収入を増やしながら、更に住んでいる人が幸せと感じてもらえるような行政サービスの在り方を考えていきたいと思っているとの答弁がありました。

この答弁を受け、奈良県が発行している「あなたのまちの財政状況」の中で、他市と比較して、葛城市以上に改善している自治体はたくさんある。令和６年度の予算組みを見ても、よくなる見込みが見えてこない。本当に大丈夫なのかという問いがあり、奈良県、そして葛城市の監査委員からも、葛城市の財政は健全であるという判断をいただいている。行政サービスと財政とのバランスをどの程度で取るのかという話をしているのであって、順位だけを追うものではないという考え方を持っているとの答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添え、当委員会の報告といたします。

川村議長　以上で議第28号議案に関する予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休　憩　午後２時４７分

再　開　午後４時５５分

川村議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事進行の都合によってあらかじめ延長いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については追って連絡いたします。

休　憩　午後４時５５分

再　開　午後５時５５分

川村議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、市長より、お手元に配付のとおり、令和６年度葛城市一般会計予算の原案修正について及び令和６年度葛城市水道事業会計予算の原案修正についての提出がございました。

これらの取扱いにつきまして、本会議休憩中に議会運営委員会を開催いただき、議事日程、審議方法についてご協議いただいておりますので、議会運営委員長よりご報告願います。

13番、西井覚議員。

西井議会運営委員長　それでは、市長より議第28号、令和６年葛城市一般会計予算の原案修正につい

て、また、議第35号、令和６年葛城市水道事業会計予算の原案修正についてが提出されたことを受けまして、先ほど議会運営委員会を開催し、その取扱いについて慎重に協議いたしておりますので、その内容についてご報告いたします。

審議方法についてでございますが、この後、日程追加について諮っていただき、追加日程第１として、令和６年度一般会計予算の原案修正について、追加日程第２として、令和６年度水道事業会計予算の原案修正についてを一括上程し、原案修正の内容についての説明を受けた後、質疑、討論は省略し、１議案ごとに採決いたします。議第28号議案の修正が承認された場合は、予算特別委員会に再付託するのか協議願います。議第35号議案の修正が承認された場合は、さきの予算特別委員会で継続審査となっておりますので、予算特別委員会を開催し、審査願います。そして、本会議休憩中に予算特別委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。

予算特別委員会の審査終了後に本会議を再開し、追加日程３として、令和６年度一般会計予算の原案修正について上程します。その後、追加日程第３、令和６年度一般会計予算の原案修正についてを直ちに議題とし、委員長報告、委員長報告に対する質疑の後、討論、採決まで行います。

次に、残りの特別会計当初予算８議案を一括上程し、特別会計予算に関する委員長報告、報告に関する質疑を行い、１議案ごとに討論、採決を行います。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

川村議長　議会運営委員長からの報告は以上であります。

お諮りいたします。

原案修正案の審議につきましては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの報告のとおり、議案審議を行うことに決定いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

追加日程第１、令和６年度葛城市一般会計予算の原案修正について、追加日程第２、令和６年度葛城市水道事業会計予算の原案修正についてを一括議題といたします。

市長から、原案修正の内容についての説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長　それでは、令和６年度葛城市一般会計予算の原案の修正につきまして、ご説明を申し上げます。

修正案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,500万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億3,600万円とするものでございます。修正内容につきましては、社会福祉協議会への補助金を減額するものでございます。

続きまして、令和６年度葛城市水道事業会計予算の原案の修正につきまして、ご説明申し上げます。

修正案につきましては、資本的支出の総額から3,088万円を減額いたしまして、資本的支出の総額を５億1,137万1,000円とするものでございます。修正内容につきましては、土地購入費を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長　お諮りいたします。

ただいま議題となっております令和６年度葛城市一般会計予算の原案修正については、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、令和６年度葛城市一般会計予算の原案修正については、承認することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

ただいま承認されました議第28号議案については、予算特別委員会に再付託し、審査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、議第28号議案については、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、令和６年度葛城市水道事業会計予算の原案修正については、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、令和６年度葛城市水道事業会計予算の原案修正については、承認することに決定いたしました。

ただいま承認されました議第35号議案については、さきの予算特別委員会で継続審査となっておりますので、予算特別委員会を開催し、審査願います。

ここで暫時休憩いたします。

休　憩　午後６時０３分

再　開　午後９時００分

川村議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りいたします。

この際、会期の延長を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、この際、会期の延長を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

会期の延長を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を３月27日まで１日間延長いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、会期は１日間延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長　ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。

延　会　午後９時０１分